平城京左京四条二坊十五坪発掘報告

藤原仲麻呂 田村第推定地の調査

1985.3
奈良国立文化財研究所

平城宮
東院
二条大路
二条大路
調査地
朱雀門推定地
東二坊大路
四条大路
佐保川

序

古都奈良に押しよせる開発の波は、近年ますますその激しさを増し、地上の景観が変貌するとともに、地下に残された遺構も急速に失われつつある。こうした状況の中で、平城京内の発掘件数は急速に増加し、当研究所もその調査研究に追われている。

今回発掘調査をおこなった奈良市四条大路町一帯は、平城京左京四条二坊の東半部にあたる。この地は、奈良時代中頃に極位極官をきわめ一転して非業の最期を逐げた藤原仲麻呂の邸宅「田村第」の故地と推定されている。残念なことに、「田村第」推定地の南半部は、平城京の発掘調査体制が整う以前に大規模な住宅団地が進出したため、すでに調査不可能となっている。また北半部についても、奈良市役所・国道24号線バイパスに近いことから、新市街地としての開発が急速に進行しており、開発されつくすのは今や時間の問題である。今回の調査は、こうした状況の中で実施したものであり、「田村第」推定地の奈良時代の姿の一端がはじめて明らかとなった。

調査の成果と問題点は本書に詳しく述べているが、大規模な礎石建物のほか多くの建物や塀を検出し、左京四条二坊十五坪における土地利用状況の変遷について見通しを得ることができた。今回検出した遺構が「田村第」の一部を構成するのか否か決定するためにも、周辺地域における今後の調査の進展を強く望む次第である。

1985年３月

奈良国立文化財研究所長

坪井清足

目　次

I　沿　革　　頁

1　田村第の位置…… 1

2　田村第と田村宮…… 6

3　左京四条二坊の現状…… 9

II　遺　跡

1　調　査……11

2　遺　構……13

III　遺　物

1　土器・土製品……22

2　瓦　塼……30

3　金属製品……33

IV　まとめ

1　条坊復原と占地……34

2　時期区分……36

3　京の宅地割と建物配置……41

図　版

表　紙　田村第推定地の現状
PL. 1　田村第推定地の現状
PL. 2　調査地周辺航空写真
PL. 3　調査地周辺航空写真
PL. 4　第１次調査区全景
PL. 5　第１次調査区全景
PL. 6　礎　石　建　物
PL. 7　礎　石　建　物
PL. 8　掘立柱建物・塀
PL. 9　建物・塀・柱穴
PL. 10　第２次調査区全景
PL. 11　掘立柱建物・塀
PL. 12　掘立柱建物・塀
PL. 13　掘立柱塀・溝
PL. 14　遺構出土須恵器
PL. 15　墨　書　土　器
PL. 16　軒丸瓦・軒平瓦

挿　図

		頁
fig. 1	調査地位置図	1
fig. 2	左京四条二坊十五坪位置図	1
fig. 3	田村第・仲麻呂関係木簡	5
fig. 4	田村第推定地位置図	6
fig. 5	長安城興慶宮位置図	7
fig. 6	1887年の調査地周辺	8
fig. 7	1975年の調査地周辺	9
fig. 8	調査地周辺の地形と条坊	10
fig. 9	発掘区位置図	12
fig. 10	第１次調査区遺構図・遺構時期変遷図	16
fig. 11	第２次調査区遺構図・遺構時期変遷図	17
fig. 12	第１次調査・ＳＫ3043出土土器実測図	23
fig. 13	ＳＫ3027出土土器実測図	25
fig. 14	第２次調査出土土器・墨書土器・土馬	27
fig. 15	墨書土器実測図	29
fig. 16	軒丸瓦・軒平瓦拓本	31
fig. 17	鉈尾の規格	33
fig. 18	鉈尾実測図	33
fig. 19	十五坪の占地概念図	35
fig. 20	Ａ期遺構配置図	36
fig. 21	Ｂ期遺構配置図	37
fig. 22	Ｃ期遺構配置図	38
fig. 23	Ｄ期遺構配置図	39
fig. 24	Ｅ期遺構配置図	40
fig. 25	京の宅地割･建物配置	42
見　返	田村第推定地の現状	

表

tab. 1	藤原京・難波京の宅地班給基準	5
tab. 2	令が規定する家令・資人の定員	5
tab. 3	建物・塀一覧表	21
tab. 4	十五坪復原座標	35

例　言

1　本書は、奈良国立文化財研究所が奈良県教育委員会の委嘱を受けて、奈良市四条大路一丁目700番地、762番地で実施した発掘調査の報告である。

2　調査は、第１次・第２次の２回おこなった。第１次調査は分譲住宅の造成工事にともなう事前調査で、調査期間は1982年10月８日～11月９日、調査面積は約600㎡である。第２次調査は賃貸用宿舎の建設にともなう事前調査で、調査期間は1984年５月22日～６月29日、調査面積は約750㎡である。

3　調査は、当研究所平城宮跡発掘調査部が担当した。第１次調査は、金子裕之、立木修、岩永省三、宮本長二郎、内田昭人、清田善樹が参加し、中川善夫、田阪仁（三重県教育委員会）が補助した。第２次調査は、金子裕之、岩永省三、花谷浩、山崎信二、深澤芳樹、寺崎保広、館野和己、宮本長二郎が参加した。調査にあたっては三和建設株式会社、株式会社竹中工務店および奈良県教育委員会事務局の協力を得た。

4　本書の作成は、部長岡田英男の指導のもとに以下の者が当り、執筆者全員の討議を経た。Ⅰ－１　寺崎保広、Ⅰ－２・Ⅲ－３　金子裕之、Ⅰ－３・Ⅱ－１・Ⅳ　岩永省三、Ⅱ－２　宮本長二郎・立木修・岩永、Ⅲ－１　山崎信二、Ⅲ－２　深澤芳樹

5　遺構・遺物の写真は佃幹雄、八幡扶桑が担当し、杉本和樹、中島和彦が協力した。

6　本書の編集は岩永省三が担当した。

7　本書の作成に当り、奈良市教育委員会より調査地周辺の航空写真の提供を受けた。また、fig. 8記載の字名は、橿原考古学研究所発行『大和国条里復原図』から引用した。

Ⅰ　沿　　革

1　田村第の位置

平城京左京四条二坊の東半部は岸俊男氏の研究によって、藤原仲麻呂の邸宅「田村第」に比定されている。[1] 仲麻呂は政争の激しかった奈良時代を代表する貴族の一人である。慶雲３年（706）に藤原武智麻呂の次男として生れ、藤原広嗣の乱後に政界に登場した。孝謙天皇が即位した天平感宝元年（749）頃から、光明皇太后の後楯のもとに実権を握り、以後、紫微内相・太保（右大臣）・太師（左大臣）を歴任し、政界の首座に君臨した。しかしその後、光明皇太后の死・孝謙上皇との対立などから、反仲麻呂勢力との争いが表面化し、天平宝字８年（764）に反乱を起したが敗北し、非業の最後を遂げた。

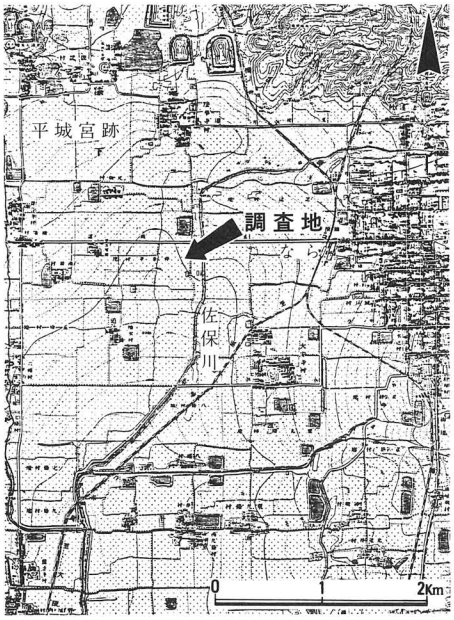

fig. 1　調査地位置図
1885年測量、1898年修正発行
仮製２万分の１地形図を使用

仲麻呂の邸宅については、天平勝宝４年（752）４月の大仏開眼の日に孝謙天皇が仲麻呂の田村第に還御した、と『続日本紀』にあるほか、しばしば「田村第」という名称が登場する。また天皇や皇太子が一時期居留したためか「田村宮」という呼称もみえる。さらに仲麻呂失脚後の宝亀年間以降にも「田村旧宮」「田村後宮」とある。

田村第の所在地を左京四条二坊の九～十六坪とした岸氏の論拠は次の通りである。

A．田村川という地名がある。これは地籍図では、東が佐保川の旧堤防、西が菰川、北は三条大路にはさまれた地であり、平城京の条坊に載せると、ほぼ左京四条二坊の九・十・十五・十六の四坪を占める。

B．『東大寺要録』巻六の長徳４年（998）の「諸国諸庄田地注文定」に東大寺領の一つとして次の記載がある。

平城田村地二町四段二百卌八歩
四条二坊十二坪一町二段百廿四歩
五条二坊九坪一町二段百廿四歩

ここでは左右京のいずれとも記していないが、左京とすればＡの「田村川」に近接した場所を「田村地」と呼んでいたことになる。

C．『延喜二年十二月廿八日太政官符案』（⑲）にも東大

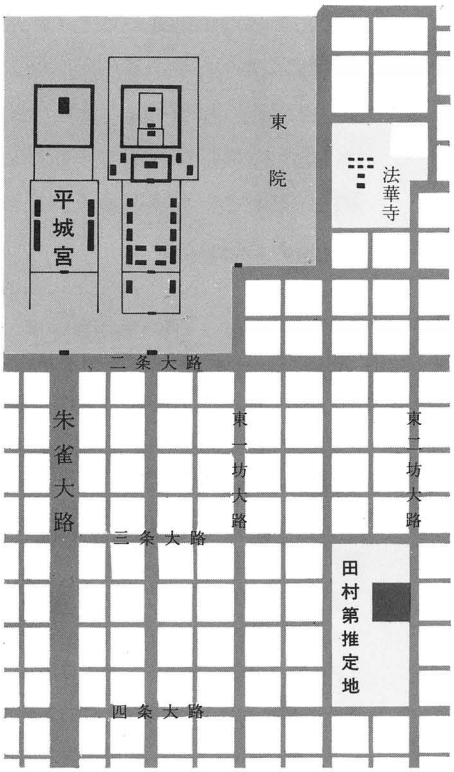

fig. 2　左京四条二坊十五坪位置図

寺領「田村所」の位置を記す。これは『東大寺要録』の記載と一致し、さらに詳しい。

一同京田村所　地弐坊

一坊左京四条二坊地一町二段百廿四歩

四至　東は小道を限る　南は大道幷びに同寺園を限る
　　西は小道を限る　北は小道幷びに田村宮を限る

一坊同京五条二坊地一町二段百廿四歩

四至　東は小道を限る　北は大道幷びに同寺宮宅を限る

つまり、東大寺領「田村所」の北に接する左京四条二坊十一坪に「田村宮」があった。また十二坪を「宮宅」とも書いているので、田村宮は十一・十二両坪に及んでいたと推定できる。この地が東大寺に施入されたのは、同じ文書に並記する左京五条六坊の地と同じ時と考えられるが、五条六坊の地は他に関連史料があり、聖武太上天皇崩御の直後にあたる天平勝宝８歳（756）５月25日に施入されたことがわかる。

D．宝亀８年（777）９月に死去した藤原良継の薨伝（⑮）には、仲麻呂の邸宅が「楊梅宮」の南に位置するとある。楊梅宮は法華寺西南方の楊梅天神付近と推定できるから、楊梅宮と田村の地とは左京三条二坊の地をへだててちょうど南北の位置関係となる。

このうち、A・B・Dはすでに足立康氏が指摘していたが[2]、Cを新たに加えたことで岸説は有力な説となった。しかし問題点も存するので、次にあげよう。

a．左京四条二坊の九・十・十五・十六の四坪を田村第の範囲に入れるのは、直接的には地籍図にみえる字名「田村川」からの推定である。b．『東大寺要録』・『延喜２年官符案』ともに「田村地」「田村所」の範囲として五条二坊九坪を含めるが、岸氏はこの坪を特に説明せずに田村第から除外した。c．年代の推移とともに田村第の範囲がどのように変化したかという点を論述していない。d．田村第と田村宮との関係が明確でない。

田村第関係史料（抄）

『万葉集』

①天平勝宝２年～４年（750～752）頃

大納言藤原の家にして入唐使等に餞する宴の日の歌一首（即ち主人の卿作れり）

天雲の去き還りなむもの故に思ひそわがする
別れ悲しみ　（巻19、4242）

『続日本紀』

②天平勝宝４年（752）４月９日

廬舎那大仏像なりて、始めて開眼す。……是の夕天皇、大納言藤原朝臣仲麻呂の**田村第**に還御し、以て**御在所**となす。

③天平宝字元年（757）４月４日

（大炊王立太子）……是より先、大納言仲麻呂、大炊王を招きて**田村第**に居しむ。是の日、内舎人藤原朝臣薩雄、中衛廿人を遣して、大炊王を迎へ、立てて皇太子となす。

④天平宝字元年（757）５月４日

天皇、**田村宮**に移御す。大宮を改修せんが為なり。

⑤天平宝字元年（757）６月28日

……語は**田村記**に具なり。是に至りて、従四位上山背王また告ぐ。橘奈良麻呂、兵器を備て**田村宮**を囲むことを謀る。

⑥天平宝字元年（757）７月２日

是の日の夕、中衛舎人従八位上上道臣斐太都、内相に告げて云く……斐太都また問ひて云く、衆の謀る所は若為とするやと、東人答て云く、謀る所は二あり、一は精兵四百を駈率して**田村宮**を囲まむとす。……

⑦天平宝字元年（757）７月４日

以上のうち、ここではｃとｄについて若干検討してみよう。

ｃについては、「田村地」が天平勝宝８歳に東大寺に施入されたという点を認めれば、以後の田村第はそこを除外して考える必要が生じる。そこで岸氏は天平勝宝８歳以前のこととして、田村第を左京四条二坊の東半分と推定したのであるが、八町という広さが当時大納言にすぎなかった仲麻呂の邸宅としてふさわしい広さなのかどうか。また彼が極官に登りつめた天平宝字末年にその一角が田村第でなくなっていることが宅地の縮小を意味するのか、といった疑問が生じる。平城京における宅地班給の基準や、位階の昇進に伴う宅地の変化等については十分には明らかになっていないが、田村第についても岸氏の推定地を中心としながら、その範囲が変動した可能性を考慮する必要があろう。

ｄについては、「田村宮」という表記は２つの史料にある。その１は『続紀』で、天平宝字元年（757）条にのみある（④～⑥）。もう１例はさきにあげた『延喜２年太政官符案』である。岸氏は前者については大炊王が立太子後も田村第に居住していたので「宮」と呼ばれ、後者については天平勝宝８歳以前のことであるから孝謙天皇が一時移御したため、とされる。しかし、皇太子が田村第に居つづけたという点は問題が残る。たしかに大炊王は立太子以前に田村第に住んでおり、立太子後の天平宝字元年７月にもそこにいたことは間違いないが、同年４月４日条（③）及び淳仁即位前紀（⑧）によれば、彼は立太子の際に田村第より「迎え」られて皇太子となったのであり、その段階で宮内に入ったとも考えられる。元年７月に田村第に居たことは、立太子の儀式のみ宮中で行い、再び田村第に戻ったと考えなくとも、５月４日に大宮改修のために天皇と共に居を移していたと解すればよい。田村宮に関しては、天平勝宝４年４月条（②）に天皇の「還御」があり「御在所」になったこと、及び宝字元年５月条（④）にも「移御」[3]とみえることに注目したい。これらは一時的に立寄る行幸とは区別され、ある一定の期間そこに天皇が居留したことを

詔して、更に中納言藤原朝臣永手等を遣して、東人等を窮問せしむ。欵して云く、……橘奈良麻呂、大伴古麻呂、多治比犢養……誓ひて云く。将に七月二日の闇頭を以て兵を発し、**内相宅**を囲み殺劫し、即ち**大殿**を囲み皇太子を退けむ。次に皇太后宮を傾け鈴璽を取り、即ち右大臣を召して将に号令せしめむ。……また角足逆賊と謀て、**田村宮**の図を造て、指し授けて道に入る。

⑧天平宝字２年（758）８月１日（淳仁天皇即位前紀）

……是より先、大納言藤原仲麻呂、大炊王に妻するに亡男真従が婦、粟田諸姉を以てし、**私第**に居せしむ。四月四日乙巳、遂に大炊王を仲麻呂が**田村第**より迎て立て、皇太子と為す。時に年廿五。

⑨天平宝字３年（759）正月27日

太保藤原恵美朝臣押勝、蕃客を**田村第**に宴す。勅して内裏の女楽幷びに綿一万屯を賜ふ。

⑩天平宝字４年（760）正月２日

太保の第に幸す。節部省の絁綿を以て、五位已上及び従官主典已上に賜ふこと各の差あり。

⑪天平宝字４年（760）正月５日

是の日、高野天皇及び帝、**太師の第**に幸す。……

⑫天平宝字７年（763）２月４日

太師藤原恵美朝臣押勝、宴を高麗の客に設く。詔し、使を遣して、賜ふに雑色の袷衣卅櫃を以てす。

⑬宝亀６年（775）３月26日

田村の旧宮に置酒す。群臣觴を奉て、寿を上る。

⑭宝亀８年（777）３月１日

田村の旧宮に置酒す。禄を賜ふこと差あり。

⑮宝亀８年（777）９月18日

内大臣従二位勲四等藤原朝臣良継薨ず。……太保

示すと考える。そうすると、田村第は皇太子大炊王の宮ではなく、二度にわたり天皇の仮住いの場となったがゆえに「田村宮」と呼ばれたという解釈が可能となる。但し、この考えは複雑な成立事情をもつ『続紀』でも特に問題とされている天平宝字元年の巻[4]にのみ、「田村宮」の表記があるという史料上の問題もあり、今後の検討課題としておく。

以上、細かい点で問題はあるが、大枠としての岸説は承認しうるので、左京四条二坊の東半部が田村第の有力な候補地であることは動かない。そこで次に、仲麻呂の邸宅の中にどのような施設・組織が存在し、何が行われていたのかを考えよう。

まず仲麻呂家の家政機関についてみよう。律令国家は、家令・資人などの人々を官職に応じ公的に充当していた（tab. 2）。仲麻呂の場合、正三位大納言であった天平勝宝元年（749）に家令3人・資人180人が与えられ、晩年の天平宝字6年（762）には位分資人 100人・職分資人300人・帯刀資人100人の計500人と家令6人の大所帯になっており、家令・資人以外の私的な従者も含めれば田村第の中には相当な数の人々がいたはずである。

田村第には、仲麻呂とその家族が起居する家屋のほかに、家令や資人らの勤務する場や厨・倉・雑舎などが当然あったであろう。むしろ注意すべき点は、田村第が一時期「天皇の宮」となったのであるから、それ相応の建物があった事であろう。事実、『続紀』には「内相宅」とは別に「大殿」なる建物の存在が記され、また藤原良継の薨伝の記載が事実とすれば、東西に楼をかまえ、南面の門は櫓となっていたことになる。『営繕令』の規定には「私の第宅は皆な楼閣を起て、人家を臨視することを得ざれ」とあるので、これらの楼閣は、一般の貴族の邸宅にはない田村第特有の施設と考えられ重要である。

また、田村第では、何度か宴を設けていた（①⑨⑫）。特に⑨⑫については国家の外交としての宴と考えられ、詔勅により天皇から下賜があるなど、公的な色彩が強いといえる。したがって、そうした公的な宴を設ける殿舎や庭園も存在したであろう。その他には写経

押勝、**宅**を楊梅宮の南に起し、東西に**楼**を構へ、高く内裏に臨む。南面の門、便ち以て**櫓**となし、人士目を側めて梢不臣の譏あり。

⑯延暦元年（782）11月19日

田村の後宮の今木大神を従四位上に叙す。

⑰延暦3年（784）閏9月17日

天皇、右大臣の**田村第**に幸して宴飲す。……

『正倉院文書』

⑱検仲麻呂田村家物使請経文

検仲麻呂**田村家**物使

合経三百五十八巻

右、依大臣禅師今月六日宣、附散位正八位上上村主馬養、令奉請於東大寺如件、

天平神護元年五月九日

内豎従八位上勲七等葦屋倉人嶋麿

⑲『延喜二年十二月廿八日太政官符案』

太政官符　大和国司

應令東大寺領掌園地事 在添上郡

一平城左京五条六坊　葛木寺以東

地四坊　坊別一町二段百廿四歩

四至 東限道　西限小道葛木寺
南限大道　北限小道并大安寺園

一同京**田村所**

地弐坊

一坊左京四条二坊地一町二段百廿四歩

四至 東限小道　南限大道并同寺園
西限小道　北限小道并**田村宮**

一坊同京五条二坊地一町二段百廿四歩

四至 東限小道　北限大道并同寺**宮宅**

右、得彼寺牒偁、件園地等是、勝宝感神聖武皇帝供養三宝料、永限日月所被施入也、（以下略）

事業がある。正倉院には仲麻呂家が造東大寺司に対して、写経のための経典を借り受けた際の文書が多数存在する。時期は天平勝宝元年頃からみられ、仲麻呂没後の天平神護元年（765）には「検仲麻呂田村家物使」なる使者がつかわされ300巻余の経典を探し出しているから、継続的に写経を行っていた。

仲麻呂の乱以後の史料（⑬～⑰）には、宝亀６年（775）３月と同８年３月に「田村の旧宮に置酒」とある。反乱後に仲麻呂の邸宅が没官になったかどうか確認できないが、少くともその一部は「田村旧宮」として存続し、宴を設けることができたのであろう。延暦元年（782）には「田村後宮」とあるが、同３年には「右大臣の田村第」という表記になる。この時の右大臣は仲麻呂の弟・乙麻呂の子で藤原是公である。是公が仲麻呂の甥であることや、その邸宅でも田村旧宮と同様に天皇が行幸して宴を設けていること等からみて、仲麻呂の田村第⇨田村旧宮・後宮⇨是公の田村第は一連のものと考えてよかろう。

平城宮の東南隅を南流する南北溝から「田村家□人等□食合四升 □□□〔許曽倍ヵ〕豊川 □〔葛ヵ〕井真万呂」という木簡が出土しているが[5]、遺構の年代から考えて光仁朝以後のものと推定され、「□人」を「資人」と考えると、この田村家は是公家の可能性が高い。ほかに田村第・仲麻呂関係の木簡を補足すれば、小型の付札に「田村」[6]と記したもの、仲麻呂の乱後の措置をうかがわせる「□依仲麻呂支儻除□」[7]という削屑２点などが、平城宮内から出土している（fig. ３）。

1　岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」『続日本紀研究』３の６　1956　のち『日本古代政治史研究』に再掲。
2　足立康「田村宮と楊梅宮」『史蹟名勝天念記念物』12の11　1937
3　この移御の原因になった大宮改作を、八木充氏は、聖武の死穢を避けるためと解されている。なお、氏は皇太子大炊王が田村第に居住したとの立場をとる。八木充『古代日本の都』（講談社現代新書）1974
4　井上薫「続日本紀」『国史大系書目解題』上　1971
5　奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』３　1981　3534号
6　奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』２　1975　2589号
7　奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』４　1967

藤原京の宅地		難波京の宅地	
従二位	4　町		
従四位下以上	2　町	三位以上	1町以下
正五位上以上	1　町	五位以上	½町以下
正六位上以下	1町～¼町	六位以上	¼町以下

tab. 1　藤原京・難波京の宅地班給基準

	家令	位分資人		職分資人
一　位	6	100	太政大臣	300
二　位	4	80	左・右大臣	200
正三位	3	60	大納言	100
従三位	2	60		
正四位		40		
従四位		35		
正五位		25		
従五位		20		

tab. 2　令が規定する家令・資人の定員

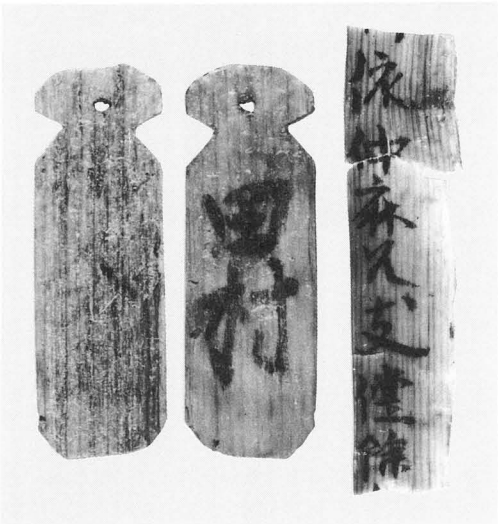

fig. 3　田村第・藤原仲麻呂関係木簡

2　田村第と田村宮

先に見た藤原良継の薨伝は、楊梅宮南の東西楼と南面の櫓を述べた後に、「人士目をそばめて梢不臣の譏あり」と語っている。『営繕令』には「凡そ、私の第宅は皆な楼閣を起て、人家を臨視することを得ざれ」（私第宅条）とあり、先の記事は、楼閣が本来、臣下の起てうる建物でないこと、さらに内裏を臨視したことをあげつらい、仲麻呂の身をわきまえぬ行いを非難しているのである。この記事は、彼の処刑後に編纂されたもので、生前、彼に非難が集中したかどうかは明らかでない。しかしこの藤原良継を含め、二度も反仲麻呂クーデターが発覚したことを見れば、当時も秘かに非難はされていたのであろう。ではなぜ、仲麻呂は田村第に、臣下の域を超える建物を営んだのであろうか。一般には並ぶことのない権勢の故と説くことが多い。しかし、権勢は野望を正当化する要件ではあっても目的ではなく、仲麻呂の行動に対する根本的な答とはなっていない。仲麻呂は彼なりの理念に基いて行動しているのであり、この問題を解く鍵のひとつは田村第関係の記事に隠されていると考える。「田村第」の名は天平勝宝４年（752）４月９日の大仏開眼の夕に、聖武帝を迎えた記事が初見で、奈良末まで４回見える。この「田村第」とともに「田村宮」の名も現れるが、両者は使いわけられているように思う。「田村宮」は、同処に居住していた女婿の大炊王（のちの淳仁帝）が立太子した天平宝字元年（757）４月４日以降の記事に現れ、即位後は平城宮に移ったためか見えず、廃帝後の宝亀６年・８年に至って「田村旧（故）宮」として見える（史料）。つまり「田村宮」の名は、皇太子大炊王に関連して現われるのだから、前節にみた問題はあるが、ここでは「田村宮」即ち皇太子の宮とみなして、先に進もう。「田村第」と「田村宮」の関係について、岸説は「延喜二年太政官符案」などから、「田村第」の一画に「田村宮」を想定されている。たしかに、天平宝字元年（757）７月に発覚した橘奈良麻呂事件の青写真では、奈良麻呂等は「内相宅を囲み」仲麻呂を殺害したのち、「大殿を囲んで皇太子を退けむ」とした（『続紀』）とあり、仲麻呂と皇太子の居住空間は別ブロックにあったようだ。この叛乱事件は「皇子及内相」を殺さんとしたものであるにも拘らず、それを伝える記事は「田村宮」で統一されており、さらに「田村宮之図」という表現もみえる。従ってこの「田村宮」は「田村第」全体を指す語とみなければなるまい。つまり皇太子が実際上占有していた空間は「田村第」の一部であるが――これは宮でも宅地でも構造上当然のこ

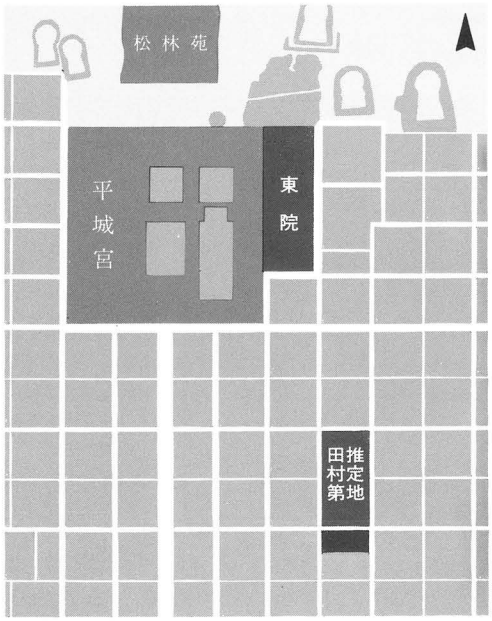

fig. 4　田村第推定地位置図

とである――彼が居住した当時「田村第」は「田村宮」と同義に解されていたのであろう。「田村宮」が皇太子の宮であるなら、「東西に樓を構え、南面の門を櫓となす」ことは、特に怪しむことではないと思うのである。

問題を解くもうひとつの鍵は、仲麻呂の唐制模倣の姿勢にあるのではないか。藤原仲麻呂の諸政策の多くに、唐制模倣が表われていることは、先学の説くところである。たとえば、従来、二字であった年号を天平神護・天平宝字といった4字年号としたこと、太政官を乾政官、紫微中台（坤宮官）などに改めた官号改正（宝字2年8月）、常平倉・平準署の設置（宝字3年5月）、など、唐の則天武后や玄宗皇帝の施策に先例を求めうる政策が少なくない。[1] 地上のモニュメントにおいても同じ嗜好が発揮されたらしい。8世紀中葉・平城宮第一次大極殿地区に、唐長安城の大明宮麟徳殿を模した巨大な殿舎が成立するが、これを仲麻呂の主導によることとする解釈も最近提示されている。[2]

唐長安城には、この大明宮のほかに、太極宮と興慶宮があった（fig. 5）。これらはその位置関係から、西内（太極宮）、東内（大明宮）、南内（興慶宮）と呼ばれた。興慶宮は玄宗皇帝の営んだ宮城で、長安宮の東南の方向にあり、東は京城の東外郭城に接している。もと隆慶坊（里）と呼ばれたところで、皇太子玄宗が他の王子とともに住んだので五王子宅と呼ばれた。開元2年（714）7月29日玄宗の即位とともに、ここを宮城とし、名も興慶宮と改めた（『唐会要』巻30）。名を改めたのは、玄宗の名（隆基）を避けたためだという。『大唐六典』巻30では、開元の初め、離宮にされたとある。開元14年（726）には、隣接する永嘉坊（北）と勝業坊（西）の半ばをとり入れ、興慶宮を拡張。朝堂を作り、大明宮から東の夾城の複道を通り、通化門のところから宮に通ずるようにした。開元16年（728）正月3日、玄宗は興慶宮で政治をとることとなった。同24年（736）12月3日、東市の東北角と道政坊の西北隅を削って再度興慶宮を拡張（『唐会要』巻30）した。『唐会要』にはこの後も4回の改修記事がみえる。

興慶宮には、龍池と呼ぶ大きな池を中心に、樓や多くの殿舎・門があった。（『唐両京条坊攷』）。興慶宮の図は数葉が伝えられており、ごく一部の発掘[3]だがその結果比較的状況に合うとされた「陝西通志」の図をみると、宮城内は小城によって9ブロックに分けられている。興慶宮で特に重要なのは、その規模や使われ方からみて、花萼相輝樓と勤政務本樓で、前者は宮城西南に、後者はその南に開元8年(720)に営まれた。花萼相輝樓の名は

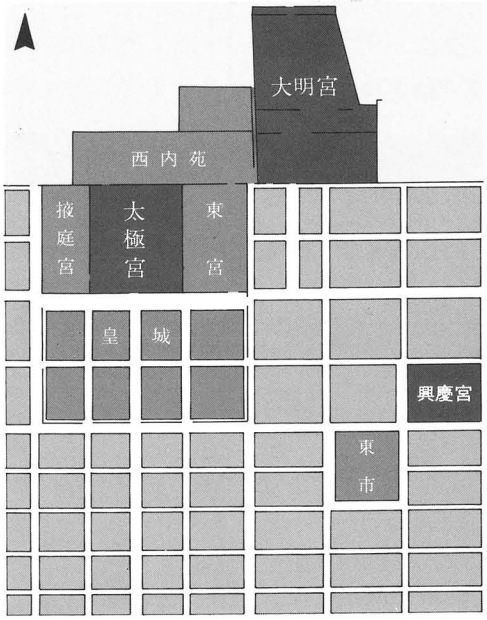

fig. 5　長安城興慶宮位置図

『詩経』の一節からとられたもので、玄宗と4人の王たちの兄弟愛の象徴。勤政務本樓は政治に勤しむ意図で作られ名づけられ、玄宗はここで政務をみ、公式行事や宴会も行った。二つの樓は街路に直面し、玄宗が直接民衆にこたえることができたという[4]。

仲麻呂が、大炊王を私第に住まわせ、立太子後も引き続き居住させたこと、そこが「宮」と呼ばれたこと、東西の樓と櫓を構えたこと、などは、この玄宗と興慶宮の故事を意識しているのではなかろうか。玄宗と興慶宮に関する知識は、遣唐使によって時を経ずにもたらされたことだろう。遣唐使は、彼の在世中に4度あり、政府の要職に就いてからでも天平5年（733）4月の多治比広成、天平勝宝4年（752）閏3月の藤原清河、天平宝字3年（759）2月の高元度の3回を数える。ことに天平勝宝4年の第10回遣使には彼自身の子息（刷雄）が留学生として一向に加わっている。それ故、後は唐土に関する情報を詳細に知ることができた筈であるし、彼の施策の一部が玄宗皇帝のそれと共通することは、すでに指摘されたことである。

仲麻呂が田村第を、唐の興慶宮になぞらえたとすると、田村第が岸説で8町と、他の大臣の宅地の倍を占める理由も解釈できよう。先に指摘したように、岸説では『延喜二年太政官符案』にみえる東大寺領のうち、四条大路以南の地を、何故か、田村第推定地から除外されたが、仮にこれらも田村第に含まれるとすると、田村第の範囲は10町となる。これは、平城宮の東宮の在所とされる「東院地区」の面積12町に近い面積である。こうした点を考えてくると、田村第の位置が左京四条二坊と、平城宮の東南方向にあることも、単なる偶然と、片づけることもできないのではないか（fig. 4）。仲麻呂の私第がもともと同所にあったのか、別の場所から移ってきたのか明らかではないが、この問題も上に述べた観点から再検討することも必要であろう。

なお、「田村第」の田村は、仲麻呂家を指す「田村記」、「田村家」としても見える。岸説では孝謙女帝の天平勝宝4年4月の大仏開眼会の夕、田村第での作歌と推定される歌に「この里」（巻19、4268）とあって「田村里」と呼ばれたこと、同じく『万葉集』の「大伴田村家大嬢贈妹坂上大嬢謌四首」の左注や、『新撰姓氏録』左京皇別下吉田連条にも「田村里」とあることをあげ、平城遷都前の地名に由来するとされている。或はこのことも先にみた、興慶宮の前身が「隆慶里（坊）」と呼ばれた故事と、何らかの関連があるのかも知れない。

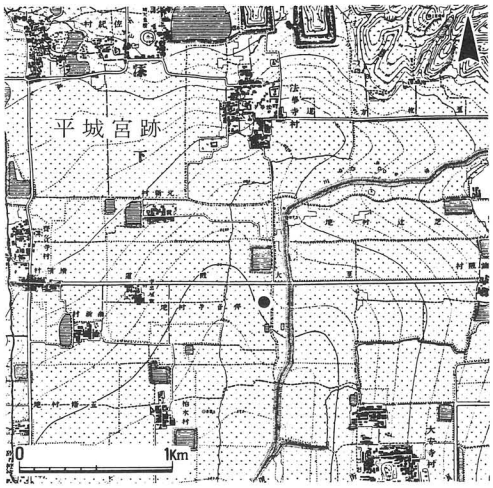

fig. 6　1887年の調査地周辺

1　岸俊男『藤原仲麻呂』1969
2　奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告XI』1983
3　馬得志「唐長安興慶宮発掘記」『考古』1959年10期
4　平岡武夫『唐代の長安と洛陽』1956

3　左京四条二坊の現状

田村第推定地である平城京左京四条二坊の東半部および左京五条二坊の東半北辺部は、奈良市四条大路１丁目、字名では田村川・壱本木・一本木にあたる。この地は奈良盆地中央部を南流する佐保川および菰川（こもがわ）にはさまれた沖積地である。坪の東辺部は佐保川の旧堤防で一段高くなっており、そこから西へ緩く傾斜する地形である。

この地は、1887年測量の陸地測量部仮製２万分の１地形図（fig. 6）では、十四坪の東北部に溜池（一本木池）があるほかは全域が水田である。同じく1908年地形図でも情況は変わらないが、左京五条二坊十五・十六坪には大きな溜池（大池）が作られている。平城京地域の開発は1960年代中頃から急速に進み、従来の農地が刻々と住宅や工場に変化していくが当地もその例にもれない。1962年の空中写真による奈良国立文化財研究所1000分の１地形図（fig. 8）では、九坪の東北部に家屋が出現している程度であり、条坊地割の痕跡をよく留めていた。しかし、1970年測量の奈良市都市計画図では、三条通り（旧平城京三条大路）に面した九・十坪に家屋が増えはじめ、十一～十四坪および十坪・十五坪の南半部が休耕田化している。この休耕田部分は田村第推定地の60％を占めるが、間もなく民間の建設会社に売却され、その後数年間でまったく未調査のまま巨大な住宅団地と化してしまった。ほぼ同時期に大池と菰川の間も同様の運命をたどった。1973年には東二坊大路および左京四条三坊の西辺部に相当する部分が、移転してきた奈良市立三笠中学校の敷地にとりこまれ、同年には左京四条二坊の西端部に国道24号線バイパスが開通する。1975年測量の国土地理院発行２万５千分の１地形図（fig. 7）を奈良市都市計画図と比較すれば、この間の変貌が明らかである。その後は国道24号線バイパス沿いに開発が進行し、左京四条二坊の西半部にも中小事務所建築や住宅などが建ち並びつつある（PL. 3）。

このように、田村第推定地の大半はすでに開発されており、水田・畑ないし更地の状態で残っている部分はごくわずかである。田村第推定地の南半部では、わずかに四条二坊十三坪の東辺部のみが三笠中学校の校庭に取り込まれて宅地化をまぬがれているにすぎず、左京五条二坊九・十六坪まで推定地に含めるとしても、十六坪の北辺部以外は宅地と大池が占めている。田村第推定地の北半部では、十坪の東北隅部・十五坪の北半部・十六坪の南半部と西北部が未開発地で残っており、南半部ほど壊滅的ではないが、開発されつくすのは時間の問題であろう（PL. 3）。

◀　fig. 6は、1887年測量、1889年製図の陸地測量部仮製２万分の１地形図の一部を使用した。

▶　fig. 7は、国土地理院1975年作成２万５千分の１地形図の一部を使用した。

fig. 7　1975年の調査地周辺

fig. 8　調査地周辺の地形と条坊　1:4,000
奈文研作製1/1,000地形図「北新」「田村」「柏木」「八島田」を使用。
地形地物は、1962年12月当時。小字名は『大和国条里復原図』No.20による。

II 遺　跡

1 調　査

調査地周辺の遺跡　調査対象地は奈良市四条大路１丁目760番地および762番地に所在する水田である。国鉄奈良駅より三条通り（旧平城京三条大路）を約1.2km西に向い、佐保川を越えた所にある関西電力奈良変電所の西南方約200ｍに位置する。当地は平城京左京四条二坊十五坪の北半部にあたる。本坊の北隣りの左京三条二坊は、平城京内でもっとも多くの発掘調査が行なわれた坊であり、坊内の様子がかなり明らかになっているのに対し、本坊での既往の調査はわずかである。しかし、先に述べたように本坊が開発の波にいまだ洗われずに奈良時代の遺構が良好な状況で残っているわけでは決してない。

これまで左京四条二坊では一・三・七・十六の４坪で６件の発掘調査がおこなわれている（fig. 8）。一坪では、当研究所が1983・84年に調査を実施し[1]、北半中央部と西南部の様子を明らかにした。奈良時代前半には小規模な建物が散在するのみであるが、奈良時代の中頃には１坪を占める宅地が確実に成立し、坪の北半中央部に大規模な東西棟の正殿を置き、西南部にもＬ字形に建物を配す。奈良時代後半には正殿を同位置で建て替え前殿を設け、西南部の建物を撤去し八角形の井戸と塀を設ける。奈良時代後半の遺構については、天智天皇の曾孫で造東大寺司長官をも務めた市原王の邸宅である可能性が指摘されている。また、平城京の邸宅で使用した軒瓦の組合せが２組明らかとなった。三坪では当研究所が1983年にその東北部を調査した[2]。建物配置には４時期の変遷が認められ、奈良時代の中頃から後半にかけて少なくとも三坪の北東４分の１町を占める宅地が成立する。七坪では、奈良市教育委員会が1983・84年に東南部と東半中央部を調査し[3]、東二坊坊間路の路面と西側溝、七坪の東限を画す施設、坪内の小建物などを検山した。十六坪では奈良市教育委員会が1983年に西南部を調査し[3]、掘立柱建物５棟などを検出した。

左京四条二坊の周辺部では４箇所の調査例がある。左京四条一坊十四坪では当研究所が1983年に東辺部を調査し[4]、東一坊大路西側溝の位置を踏襲した中世の溝を検出した。左京三条二坊十三坪では橿原考古学研究所が1975年に南端中央部を調査し[5]、三条大路路面・北側溝・坪内の建物・塀などを検出した。左京四条三坊一坪では当研究所が1977年に西南部を調査し[6]、坪内の建物を検出したが、東二坊大路東側溝は佐保川の氾濫で破壊され検出できなかった。また、東二坊大路の路面については、左京四条二坊十四坪と同四条三坊三坪との間の位置で当研究所が1980年に調査した。

1　奈良国立文化財研究所『平城京左京四条二坊一坪発掘調査報告』1984
2　奈良国立文化財研究所『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1983　Ｐ.49－50
3　奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和58年度』1984　Ｐ28－39　Ｐ.40－41
4　奈良国立文化財研究所『昭和58年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1984　Ｐ.44
5　奈良県立橿原考古学研究所『平城京左京三条二坊十三坪』1975
6　奈良国立文化財研究所『昭和52年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1978　Ｐ.25－26

調査の経過　第１次調査の対象地は奈良市四条大路１丁目760番地、第２次調査の対象地は同762番地に所在し、それぞれ平城京左京四条二坊十五坪の西北部南半と東北部南半にあたる。ともに調査前は休耕田であった。第１次調査は分譲住宅の造成工事にともなう事前調査として実施し、調査面積は約600m²、調査期間は1982年10月８日～11月９日である。南北42m・東西30mの敷地のほぼ中央に東西28m・南北21mの発掘区を設け、東西棟と南北棟の大規模な礎石建物を検出した。京内の宅地における礎石建物の検出は「宮跡庭園」の例に次ぐ。このうち東西棟建物の北側に建物がないか否かを調べるため、南北6.5m・東西３mの拡張区を設け精査したが、ここでは確認できなかった。第２次調査は賃貸用宿舎の建設にともなう事前調査として実施し、調査面積は約750m²、調査期間は1984年５月22日～６月29日である。調査対象地は第１次調査地の東で１枚（約30m）の水田を隔てる。第１次調査で検出した大規模建物と関連する遺構の存在が考えられたため、第１次調査区の真東に東西30m・南北24mの発掘区を設け、中小規模の掘立柱建物を多数検出した。また条坊関連遺構の存在を探るため発掘区の東南隅に東西７m・南北５mの張出部を設けたが確認できなかった。

層位　第１次調査地の現地表は標高約59.65mである。土層は、①旧水田耕土（厚さ0.25m）、②床土層（厚さ0.2～0.3m）、③灰色粘質土層（厚さ0.2～0.3m）、④茶褐色まじり灰色粘土層（厚さ0.1～0.2m）、⑤暗赤褐粘質土層（厚さ0.1～0.2m）、⑥黄褐色ないし黄灰色粘土の地山の順で移行する。④⑤は調査区の一部にのみ分布し、奈良時代の遺構は⑤ないし⑥の上面で検出した。地山上面の標高は、調査区西端で58.70m、東端で58.90mである。第２次調査地の現地表は標高約59.80mである。土層は第１次調査地と基本的に同じで、地山上面の標高は58.90mである。

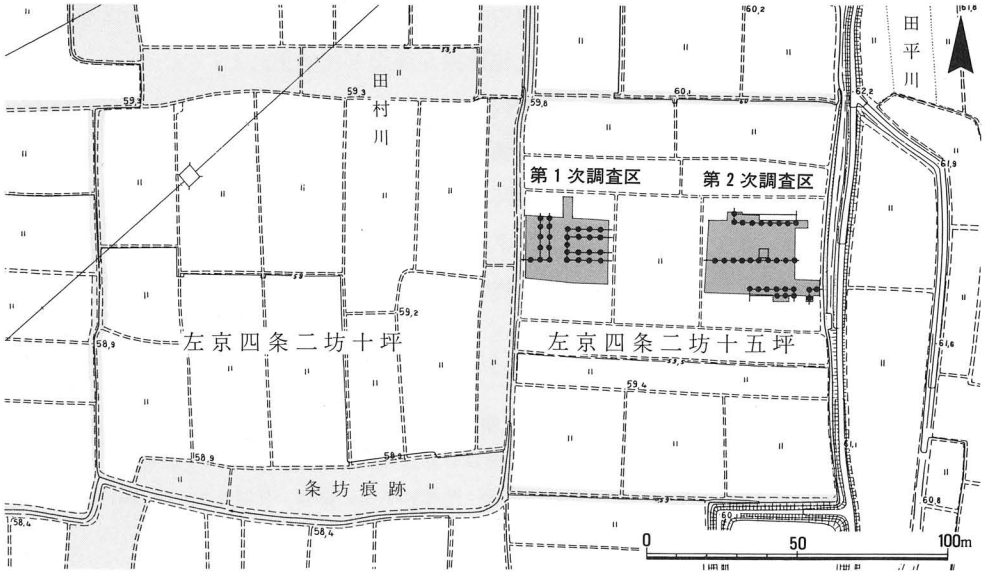

fig. 9　発掘区位置図（地名は小字名）

2　遺　　構（PL. 4～13, fig. 10・11）

第１次調査区で検出した主要な遺構は、礎石建物２棟、掘立柱建物２棟、掘立柱塀３条、土壙６基、溝数条、第２次調査区で検出した主要な遺構は、掘立柱建物10棟、掘立柱塀５条、井戸１基、溝数条、土壙数基である。整理の都合上遺構に一連番号を付し、その前にＳＡ・ＳＢ・ＳＤ・ＳＥ・ＳＫなど遺構の種類を示す記号を付けた。（　）内に記した寸法は天平尺に換算した数値である。

第１次調査検出遺構　ＳＢ2200～ＳＫ2245

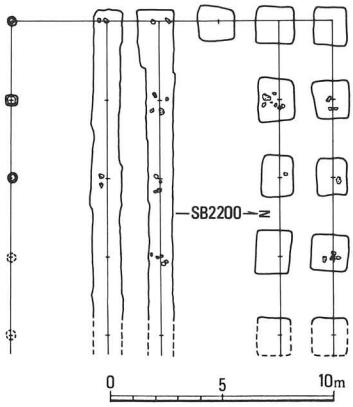

礎石建物ＳＢ2200　調査区東半部にある大規模な礎石建ち東西棟建物。桁行５間以上、梁行２間の身舎の南北二面に廂が取り付く。柱間は桁行3.6ｍ（12尺）等間、梁行2.7ｍ（９尺）等間、廂の出は2.4ｍ（８尺）である。南側柱筋および入側柱筋は幅約1.3ｍの布掘地業をおこない、他の柱位置では１辺約1.5ｍの方形の壺掘地業をおこなう。現状の掘込みの深さは、遺構検出面から0.25～0.45ｍあり、内部は版築によってつき固める。版築層は灰色粘土と黄褐色粘土の互層で、１層の厚さは2.5～５cmで、掘込みの底面から0.2～0.4ｍの高さまで築土を積み上げ、その後に根固め石を置き礎石を据える。礎石はすべて抜取っており、抜取り痕跡には礫・瓦塼類を捨てている。築土中からは平城宮Ⅲ（奈良時代中頃）の土器片が、南側柱筋の礎石抜取り痕跡からは軒平瓦6670Ａが出土した。なお、この建物の南側柱列から4.5ｍ（15尺）南に、建物と柱筋を揃える小柱穴列がある。これは縁ではなく廂と考えられ、出が大きいので床のない土廂であった可能性が大きい。この柱掘形には径0.4ｍの円形のものと、１辺0.5ｍの方形のものとがある。いずれも小さく、廂は仮設的なものであろう。ＳＢ2200は重複関係からＳＤ2212・ＳＢ2220・ＳＡ2240より新しい。

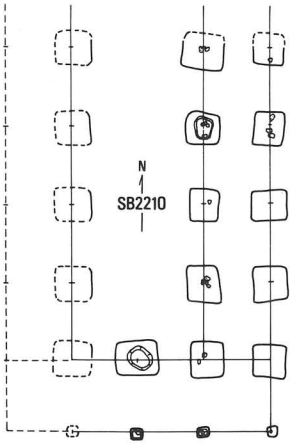

礎石建物ＳＢ2210　調査区西半部にある大規模な礎石建ち南北棟建物。桁行５間以上、梁行２間の身舎に東廂が付く。西廂の存否は不明である。柱間は桁行3.6ｍ（12尺）等間、梁行３ｍ（10尺）等間、廂の出は３ｍ（10尺）である。すべての柱位置に１辺約1.5ｍの方形の壺掘地業をおこなう。版築の方法や礎石の据付け方はＳＢ2200と同じである。礎石はすべて抜取っている。築土中および礎石抜取り痕跡から、平城宮Ⅲの土器が出土した。この建物の南妻から3.3ｍ（11尺）の位置には、建物と柱筋を揃える小柱穴列があり、妻廂ないし広縁と考えられる。この柱穴の柱掘形は0.6ｍ×0.5ｍの矩

形で、東端の柱穴には現存径約0.1ｍの腐朽した柱根が残り、他の柱穴には径約0.2ｍの柱痕跡がある。ＳＢ2210は重複関係からみてＳＡ2215より古い。

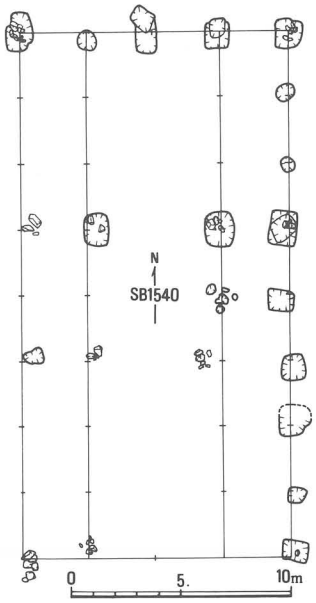

ＳＢ2200・ＳＢ2210は、平城京の邸宅跡で検出した礎石建物の稀有の例であり、入念な基礎地業をおこなう点でも注目される。平城京における礎石建物の類例としては左京三条二坊六坪のＳＢ1540があり、掘立柱・礎石建ち混用の建物および掘立柱建物を礎石建ちに造り替えた建物は左京一条二坊十二坪の法華寺前身遺構にみられる。礎石建物の基礎地業には４種類がある。すなわち、①基壇の範囲全体におこなうもの、②柱筋に布掘地業をおこなうもの、③柱位置に壺掘地業をおこなうもの、④布掘地業・壺掘地業を併用するもの、である。藤原宮・平城宮において①～④それぞれの類例を求めると、①には平城宮南面東門ＳＢ9500・南面正門ＳＢ1800・西面南門ＳＢ1616・西面中門ＳＢ3600・推定第一次朝堂院南門ＳＢ9200・推定第一次大極殿院南門ＳＢ7801・推定第二次大極殿院東外郭東楼ＳＢ7700が、②には平城宮西方官衛ＳＢ5300・東院地区ＳＢ8480が、③には藤原宮北面中門ＳＢ1900・平城宮南面西門ＳＢ10200が、④には平城宮推定第一次朝堂院の東第一堂ＳＢ8400・東第二堂ＳＢ8550などがある。今回検出のＳＢ2200は④、ＳＢ2210は③の類例である。

溝ＳＤ2201　調査区東南部の南北溝。幅0.4ｍ、深さ0.12ｍである。重複関係からみてＳＢ2230より新しく、ＳＢ2200より古い。

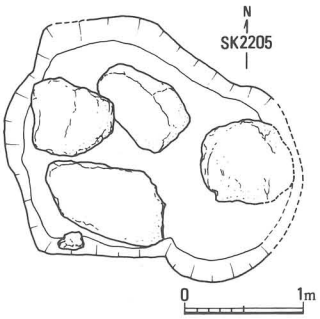

土壙ＳＫ2205　調査区東南隅の土壙。長径2.6ｍ、短径2.2ｍ、深さ0.55ｍである。中に径0.8～1.2ｍの三笠山安山岩３個・溶結凝灰岩１個を落し込む。ＳＢ2200ないしＳＢ2210の礎石であろうか。

土壙ＳＫ2206　ＳＫ2205の西南側の土壙。長径4.4ｍ、短径2.8ｍ、深さ0.12ｍである。埋土から和同開珎が12枚重なった情況で出土した。重複関係からみてＳＢ2230より新しく、ＳＢ2205より古い。

土壙ＳＫ2211　調査区南端中央部やや東寄りの不整形土壙。長径５ｍ、短径２ｍ、深さ0.1ｍである。重複関係からみてＳＡ2240・ＳＤ2212より新しく、ＳＢ2230より古い。

溝ＳＤ2212　調査区中央やや東寄りの南北溝。幅0.3ｍ、深さ８cmである。重複関係からみてＳＡ2240より新しく、ＳＫ2211・ＳＢ2200より古い。

塀ＳＡ2215　調査区西半部の掘立柱南北塀。柱間は2.4ｍ（８尺）等間で７間分検出したが、さらに調査区外へ延びると考える。柱掘

形は0.5m×0.4m程の矩形で、南から1番目と4番目の柱穴には現存径約0.15mの腐朽した柱根が残るが、他は径約0.2mの柱痕跡のみである。重複関係からみてＳＢ2210より新しい。

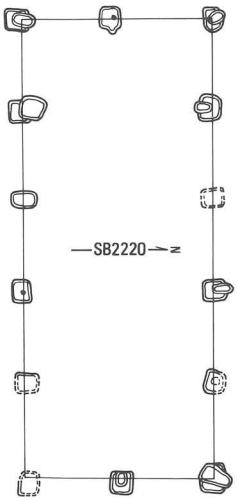

建物ＳＢ2220　調査区中央部の掘立柱東西棟建物。桁行5間、梁行2間で、柱間は桁行・梁行ともに2.4m（8尺）等間である。柱掘形は1辺約0.6mの方形で、西妻中央の柱穴と南側柱列の東から3番目の柱穴には現存径約0.15mの腐朽した柱根が残存するが、他は柱を抜取る。重複関係からみてＳＢ2200より古い。

塀ＳＡ2225　調査区西北隅の掘立柱南北塀。柱間は2.1m（7尺）等間で2間分検出した。柱掘形は0.7m×0.6mの矩形で、柱を抜取る。ＳＢ2210の棟通りにあるため、この建物と関連するものかもしれない。

土壙ＳＫ2228　調査区西北隅の不整形土壙で、深さ約8cmである。重複関係からみてＳＢ2200・ＳＡ2225より古い。

建物ＳＢ2230　調査区南端の掘立柱東西棟建物。桁行5間で、北の側柱列だけを確認した。柱間は2.95m（10尺）等間である。柱掘形は西の2個が大きく1辺約1.2～1.4mあり、他は0.8m×0.7m程の矩形である。柱はすべて抜取る。重複関係からみてＳＫ2211より新しくＳＤ2201より古い。

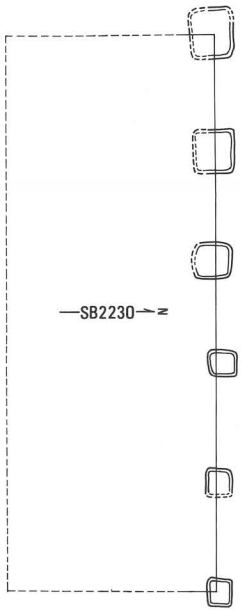

土壙ＳＫ2235　調査区北辺中央の大土壙。方形で東西長3.3m、南北長は不明である。井戸の可能性を考え遺構検出面より2.3m下まで掘り下げたが底に達せず、確認できなかった。

塀ＳＡ2240　調査区中央やや東寄りの掘立柱南北塀。柱間は3m（10尺）等間で4間分検出したが、さらに南北に延びると考える。柱掘形は0.9m×0.8m程の矩形で、柱を抜取る。重複関係からみてＳＤ2212・ＳＫ2211・ＳＢ2200より古い。

足場ＳＳ2242　ＳＢ2210にともなう軒先の足場である。ＳＢ2210の東側柱列から約2.3m（7.7尺）東に、3.2m～3.9m間隔で柱掘形が4個並ぶ。柱位置はＳＢ2210の各柱間中央通りである。ＳＳ2242の位置からみてＳＢ2210の軒の出は5尺～6尺程であろう。柱掘形は北から3個目のものが1辺約0.3mの方形であるが、他は径約0.3mの円形である。

土壙ＳＫ2245　調査区西端中央部の不整形土壙。深さは約0.17mである。重複関係からみてＳＢ2200より古い。

0　5m

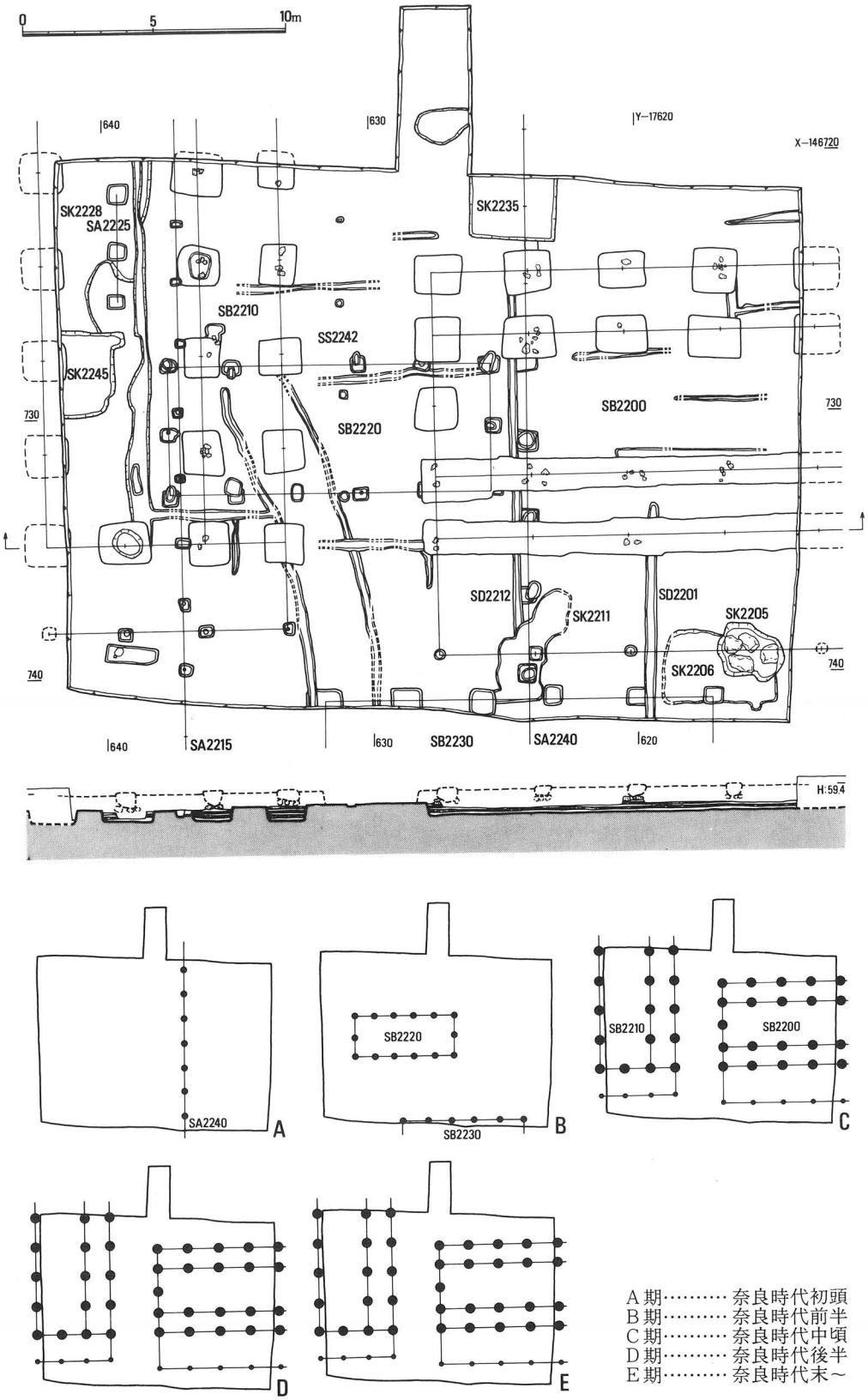

fig. 10　第１次調査区遺構図・遺構時期変遷図

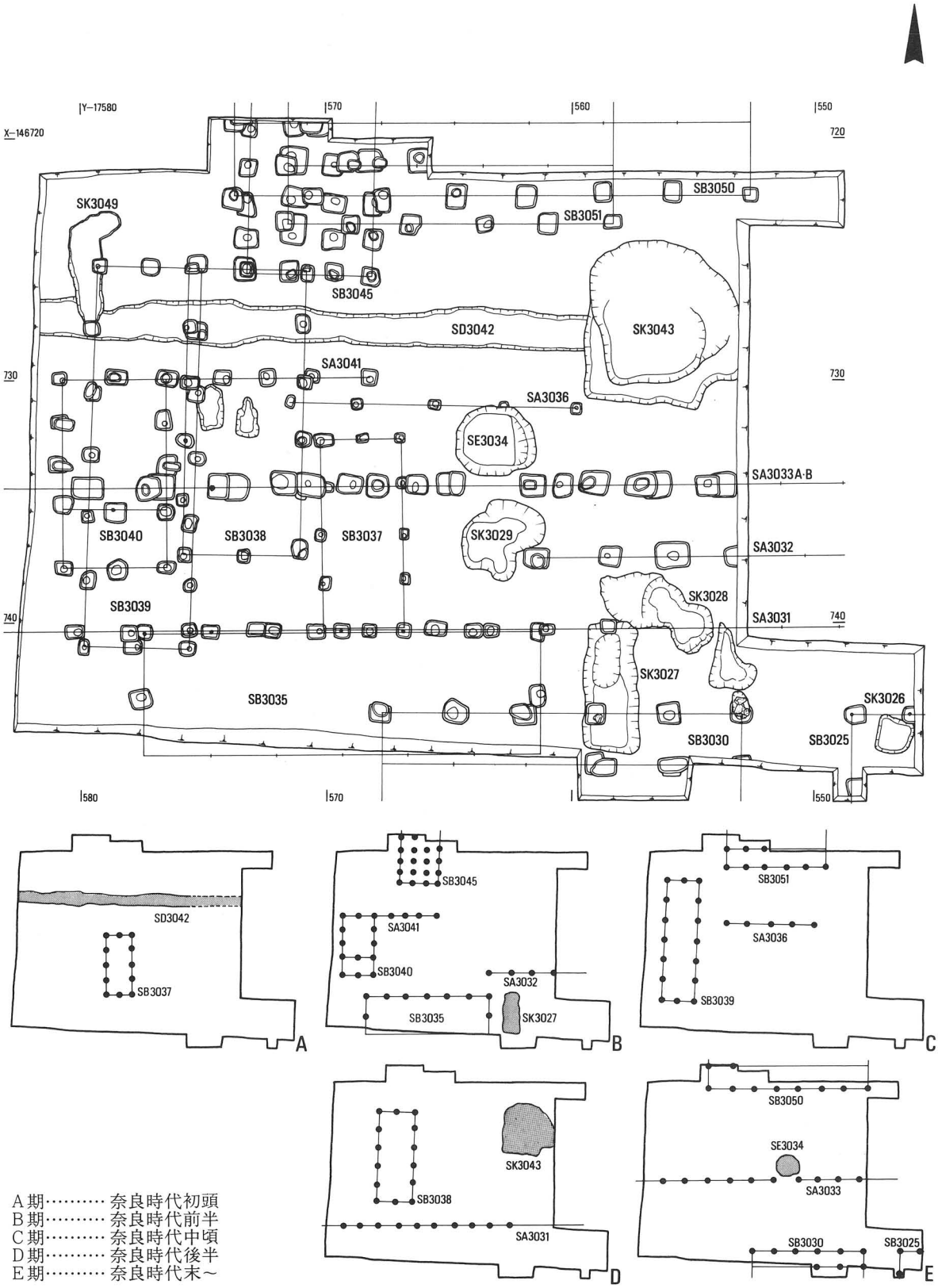

fig. 11　第２次調査区遺構図・遺構時期変遷図

第２次調査検出遺構　ＳＢ3025～ＳＢ3051

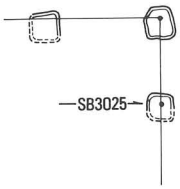

建物ＳＢ3025　調査区東南隅の掘立柱建物。建物の西北隅を検出したが、南北棟建物であろう。柱間は桁行３ｍ（10尺）、梁行2.35ｍ（８尺）である。柱掘形は0.9ｍ×0.8ｍ程の矩形で、妻柱の柱掘形には現存径0.1ｍの腐朽した柱根が残る。西北隅の柱掘形から軒平瓦6663Ｆが出土した。重複関係からみてＳＫ3026より新しい。

土壙ＳＫ3026　ＳＢ3025と重複する不整形土壙。南北長1.6ｍ、東西長は不明である。埋土内から軒丸瓦6225Ｅ・6227Ａのほか丸・平瓦が多数出土した。重複関係からみてＳＢ3025より古い。

土壙ＳＫ3027　調査区南端東半部の土壙。隅丸長方形を呈し東西幅2.4ｍ、南北長5.2ｍ、深さ0.38ｍである。埋土中から平城宮Ⅱ（奈良時代前半）の土器が多量に出土した。重複関係からＳＢ3030・ＳＡ3031より古い。

土壙ＳＫ3028　ＳＫ3027の東北に接した不整形土壙。東西長4.6ｍ、南北長3.4ｍ、深さ0.44ｍで、ＳＡ3031より新しい。

土壙ＳＫ3029　調査区中央でＳＫ3028の西北にある不整形土壙。東西長・南北長ともに3.3ｍ、深さ0.21ｍである。

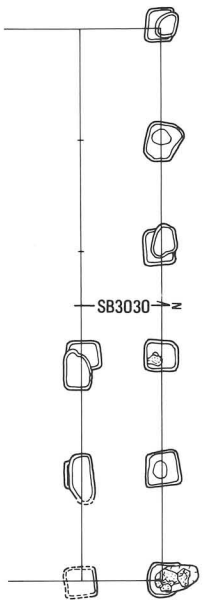

建物ＳＢ3030　調査区南端の掘立柱東西棟建物。桁行５間で北面に廂をもつ。柱間は桁行2.95ｍ（10尺）等間で、廂の出は2.1ｍ（７尺）である。柱掘形は１ｍ×0.9ｍの矩形で、柱を抜取る。柱抜取痕跡のうち、北側柱列の東から１・３番目の内部には、径約0.4ｍの礫を捨てている。重複関係からみてＳＫ3027・ＳＢ3635・ＳＫ3052より新しい。

塀ＳＡ3031　調査区南半中央部の掘立柱東西塀。柱間は2.4ｍ（８尺）等間で、９間分検出したがさらに東西に延びると考える。柱掘形は0.8ｍ×0.7ｍ程の矩形で、径約0.25ｍ程の柱痕跡がある。西から２番目の柱穴から平城宮Ⅲ（奈良時代中頃）以降の土器が出土した。重複関係からみてＳＢ3035より新しい。

塀ＳＡ3032　調査区東端でＳＡ3031の北にある掘立柱東西塀。柱間は2.7ｍ（９尺）等間で３間分検出したが、さらに東西に延びると考える。柱掘形は西から３個目が1.4ｍ×1.1ｍと大きく、他は0.9ｍ×0.8ｍの矩形である。径約0.25ｍの柱痕跡がある。西から２番目の柱穴から平城宮Ⅱ（奈良時代前半）の土器が出土した。

塀ＳＡ3033　調査区中央の掘立柱東西塀。Ａ・Ｂの２時期あり、１度造り替えている。Ａを９間分、Ｂを８間分検出したが、さらに東

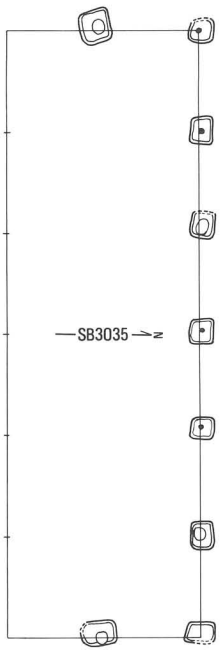

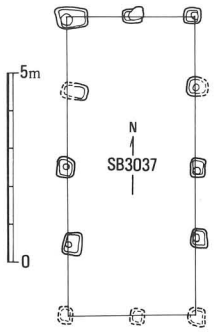

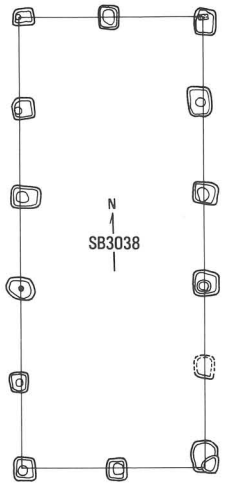

西に延びると考える。Aは柱間2.9m（9.8尺）等間である。柱掘形は1.2m×1m程の矩形で柱を抜取る。Bは柱間2.8m（9.4尺）等間で、東から3間目のみ柱間が5.8m（19.5尺）と広い。北に接してSE3034があることから通路であったと考える。柱掘形は1.1m×0.9m程の矩形で、西から3個目の柱掘形には現存径約0.2mの腐朽した柱根が残るが、他の柱穴では柱を抜取る。東から2番目の柱穴から平城宮Ⅲ（奈良時代中頃）以降の土器が出土した。重複関係からみてA・BともにSB3037・SB3038・SB3040よりあたらしい。

井戸SE3034　調査区の中央部でSA3033の北隣りにある井戸。掘形は南北長3m、東西長3.2m、深さ2mである。井戸枠はすべて抜取っており、抜取痕跡から丸・平瓦片が多数出土した。

建物SB3035　調査区南端西半部の掘立柱東西棟建物。桁行6間、梁行2間以上で、柱間は桁行2.7m（9尺）等間、梁行2.5m（8.5尺）である。柱掘形は北側柱のものが0.7m×0.6m程の矩形で、妻の中央柱のものがやや大きく0.9m×0.8m程の矩形である。北側柱列の西から1・2・4・5番目の柱掘形には現存径約0.2mの腐朽した柱根が残るが、他の柱穴には径約0.3mの柱痕跡のみがある。北側柱列の西から2番目の柱穴の柱根上から平城宮Ⅲ（奈良時代中頃）の土器が出土した。柱が腐触した空洞に落下したものであろう。重複関係からみてSB3030・SA3031より古い。

塀SA3036　調査区中央部でSE3034の北に接した掘立柱東西塀。方向が東でやや南に振れる。4間あり、柱間は2.9m（9.9尺）等間である。柱掘形は0.5m×0.4m程の矩形で、径約0.2mの柱痕跡がある。重複関係からみてSE3034より古い。

建物SB3037　調査区中央部の掘立柱南北棟建物。棟の方向が北でやや西に振れる。桁行4間、梁行2間で、柱間は桁行が1.95m（6.5尺）等間、梁行が1.65m（5.5尺）等間である。南妻の柱掘形はSA3031・SB3035の柱掘形と重複し残っていない。柱掘形は0.6m×0.5m程の矩形で、北妻の中央と西の柱は抜取るが、他の柱穴には径約0.15mの柱痕跡がある。重複関係からみてSA3031・SA3033・SB3035より古い。

建物SB3038　調査区西半中央部の掘立柱南北棟建物。建物の棟の方向が北でやや東に振れる。桁行5間、梁行2間で、柱間は桁行・梁行とともに2.35m（8尺）等間である。柱掘形は1辺約0.6mの

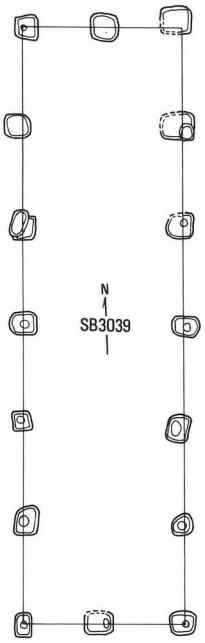

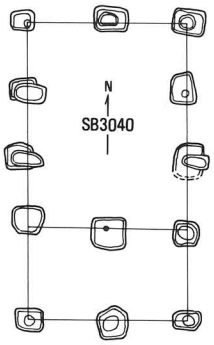

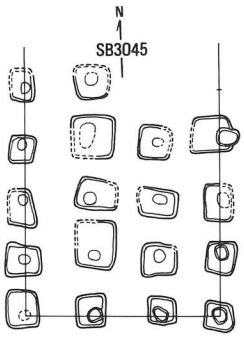

方形である。西側柱列の南から３番目の柱穴には現存径約0.15ｍの腐朽した柱根が残存し、北妻の中央柱と東側柱列の北から１・４番目の柱を抜取る。他の柱穴には径約0.25ｍの柱痕跡がある。建物の東北隅の柱穴の柱抜取痕跡には塼２点と礫を捨てており、西側柱列の北から２番目の柱穴から平城宮Ⅲ（奈良時代中頃）以降の土器が出土した。重複関係からみてＳＢ3039・ＳＡ3041より新しくＳＡ3033より古い。

建物ＳＢ3039　調査区西端の掘立柱南北棟建物。棟の方向が北でやや東に振れる。桁行６間、梁行２間で、柱間は桁行2.6ｍ（8.8尺）等間、梁行2.1ｍ（７尺）等間である。柱掘形は0.8ｍ×0.7ｍ程の矩形で、西側柱列の北から３番目と、北妻の東から１・２番目の柱を抜取る。他の柱穴には径約0.2ｍ～0.25ｍの柱痕跡がある。北妻西端の柱穴から平城宮Ⅲ（奈良時代中頃）以降の土器が出土した。重複関係からみてＳＡ3031・ＳＢ3038より古い。

建物ＳＢ3040　調査区南端の掘立柱南北棟建物。棟の方向が北でやや西に振れる。桁行３間・梁行２間の身舎の南面に廂が付く。柱間は桁行1.8ｍ（８尺）等間、梁行2.1ｍ（７尺）等間で、廂の出は2.4ｍ（８尺）である。建物規模のわりに柱掘形が大きく、0.9ｍ×0.7ｍ程で矩形を呈す。身舎南妻中央の柱掘形には現存径約0.25ｍの腐朽した柱根が残るが、他は柱を抜取る。重複関係からみてＳＡ3033Ａより古い。

塀ＳＡ3031　ＳＢ3034の北妻にとりつく掘立柱東西塀。４間あり、柱間は不揃いで1.6ｍ（5.5尺）～2.4ｍ（８尺）である。柱掘形は１辺約0.7ｍ程の方形で、径約0.25ｍの柱痕跡がある。重複関係からみてＳＢ3038より古い。

溝ＳＤ3042　ＳＡ3041の北側にある素掘りの東西溝。幅約1.7ｍ、深さ約0.22ｍで、重複関係からみてＳＢ3038・ＳＢ3039より古い。

土壙ＳＫ3043　調査区東北隅にある大土壙。不整形で南北長約７ｍ、東西長約６ｍ、深さ約0.16ｍである。埋土から平城宮Ⅳ（奈良時代後半）の土器が多量に出土した。重複関係からみてＳＤ3042より新しい。

建物ＳＢ3045　調査区北端の掘立柱南北棟建物。棟の方向が北でやや東に振れる。桁行４間以上、梁行３間の総柱建物で、柱間は桁行1.5ｍ（５尺）等間、梁行1.7ｍ（5.7尺）等間である。柱掘形は、1.2ｍ×１ｍ程の大きいものが２ヶ所あるが、他は１ｍ×0.8ｍ程の

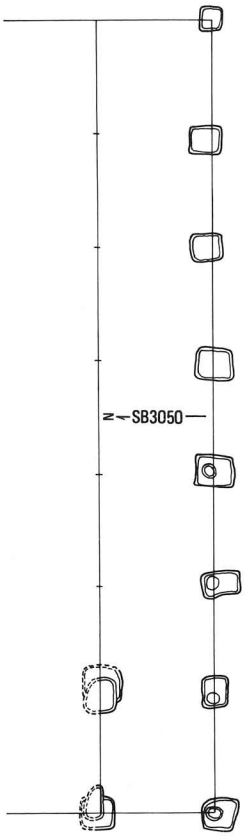

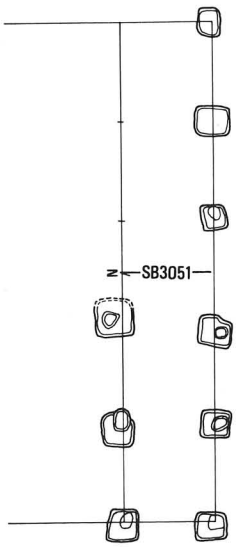

矩形である。各柱穴には径約30cmの柱痕跡がある。西側柱列の南から３番目の柱痕跡から平城宮Ⅳ（奈良時代後半）～Ⅴ（奈良時代末）の土器が出土した。柱根が腐触した空洞に落下したものであろう。重複関係からみてＳＢ3038・ＳＢ3050・ＳＢ3051より古い。

土壙ＳＫ3049　調査区西北隅の不整形土壙。南北長約４ｍ、東西幅約２ｍ、深さ約７cmである。埋土から平城宮Ⅳ（奈良時代後半）の土器が出土した。重複関係からみてＳＢ3039より新しい。

建物ＳＢ3050　調査区北端の掘立柱東西棟建物。桁行７間で少なくとも南面に廂をもつ。柱間は桁行３ｍ（10尺）等間で、廂の出も３ｍ（10尺）である。柱掘形は南側柱列の東端のものが0.6ｍ×0.6mと小さいが、他は0.9ｍ×0.8m程の矩形である。入側柱の柱穴のうち検出した２ヶ所については柱を抜取るが、南側柱の柱穴には径約0.35m程の柱痕跡がある。南側柱列の西端の柱穴では、柱の下に塼と板を敷いていた。重複関係からみてＳＢ3045より新しい。

建物ＳＢ3051　調査区北端の掘立柱東西棟建物。桁行５間で少なくとも南面に廂をもつ。柱間は桁行の中央間のみ3.1ｍ（10.5尺）と広く、他は2.5ｍ（8.5尺）、廂の出は2.4ｍ（８尺）である。柱掘形は0.9ｍ×0.8m程の矩形で、柱はすべて抜取る。南側柱列の東から２番目の柱穴から、平城宮Ⅲ（奈良時代中頃）以降の土器が出土した。重複関係からみてＳＢ3045より新しい。

遺　構	棟方向	規　模　廂	桁行 m(尺)	梁行 m(尺)	廂 m(尺)
ＳＢ2200	Ｅ・Ｗ	５以上×４　N・S	18.0(60)以上	11.9(40)	2.4(８)
ＳＢ2210	Ｎ・Ｓ	５以上×３以上　E	18.0(60)以上	9.0(30)以上	3.0(10)
ＳＡ2215	Ｎ・Ｓ	７以上	17.1(56)以上		
ＳＢ2220	Ｅ・Ｗ	５×２	12.0(40)	4.8(16)	
ＳＡ2225	Ｎ・Ｓ	２以上	4.2(14)以上		
ＳＢ2230	Ｅ・Ｗ	５×？	14.7(50)	？	
ＳＡ2240	Ｎ・Ｓ	４以上	12.0(40)以上		
ＳＢ3025	Ｎ・Ｓ	？×？	3.0(10)以上	2.35(８)以上	
ＳＢ3030	Ｅ・Ｗ	５×？　N	14.7(50)	？	2.1(７)
ＳＡ3031	Ｅ・Ｗ	９以上	21.6(72)以上		
ＳＡ3032	Ｅ・Ｗ	３以上	8.1(27)以上		
ＳＡ3033Ａ	Ｅ・Ｗ	９以上	26.0(88)以上		
ＳＡ3033Ｂ	Ｅ・Ｗ	８以上	25.3(85.5)以上		
ＳＢ3035	Ｅ・Ｗ	６×２以上	16.2(54)	5.0(17)以上	
ＳＡ3036	Ｅ・Ｗ	４	11.7(39.5)		
ＳＢ3037	Ｎ・Ｓ	４×２	7.9(26)	3.3(11)	
ＳＢ3038	Ｎ・Ｓ	５×２	11.8(40)	4.7(16)	
ＳＢ3039	Ｎ・Ｓ	６×２	15.7(53)	4.3(14)	
ＳＢ3040	Ｎ・Ｓ	４×２　S	5.3(18)	4.2(14)	2.4(８)
ＳＡ3041	Ｅ・Ｗ	４	8.3(28)		
ＳＢ3045	Ｎ・Ｓ	４以上×３	6.0(20)以上	5.1(17.1)	
ＳＢ3050	Ｅ・Ｗ	７×？　S	21.0(70)	？	3.0(10)
ＳＢ3051	Ｅ・Ｗ	５×？　S	13.3(44.5)	？	2.4(８)

tab.　3　建物・塀一覧表

Ⅲ 遺　物

1　土器・土製品

調査区全域から、多量の土師器・須恵器の他、墨書土器・土馬が出土した。量的には、第１次調査区が比較的少なく、第２次調査区が多い。時期的には、遺物包含層出土をも含めて、奈良時代のものが中心である。以下、土器の説明は、遺構出土のものをとりあげ、包含層出土のものを省略する。なお、土器の器種名・製作技法の分類と呼称については、『平城宮発掘調査報告』に従う。

１次出土土器（PL. 14, fig. 12）

ＳＢ2210出土土器　南北棟建物ＳＢ2210の柱位置にある掘形及び礎石抜取穴からは少量の土師器及び須恵器が出土した。図示した土器は東の廂側柱南２間目（５）と３間目（４）、東の身舎側柱南２間目（１～３、６～８）の柱掘形出土の土器と、妻中央柱の礎石抜取穴から出土した土器（９）である。土師器の杯Ａと須恵器の杯Ａ・杯Ｂ・蓋Ａがある。土師器杯ＡⅠ（１）は細片で保存状態が悪いが、内面はヨコナデだけで暗文はなく、外面にはミガキを施さない。Ⅰ群土器。須恵器杯ＡⅡ（３）・杯ＡⅢ（２）・杯ＢⅢ（７）は、いずれも底部外面をヘラ切り後ナデて仕上げる。須恵器蓋（８）は径22.8cmと大形でⅢＢの蓋である。屈曲する縁部をもつ扁平な蓋で、つまみは丸味をもつ。蓋ＡⅢ（６）は頂部上面をヘラ削り・ロクロナデで仕上げ、口縁部の屈曲は少ない。蓋ＡⅣ（４・５）は頂部がまるく笠形を呈し、縁部が屈曲しない形態。頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げる。

ＳＢ2200出土土器　東西棟建物ＳＢ2200の柱位置にある掘形から、微細な土器片が出土した。図示した２点は北側柱北２間目（11）と４間目（10）出土である。土師器杯Ｃ（11）は内面に１段放射状暗文をもち、底部外面をとくに調整せず、口縁部外面にミガキのないa_0手法。Ⅰ群土器。須恵器蓋（10）は縁部が屈曲する扁平な蓋で、口縁部の屈曲は少ない。

ＳＫ2235・ＳＫ2206・ＳＤ2227出土土器　ＳＫ2235出土須恵器ⅢＡ（15）は底部と口縁部外面の下半をヘラ削りし、口縁部外面の上半にロクロナデをおこなう。底部と口縁部との境をまるくし、口縁端部をまるく仕上げる。灰白色で軟質。ＳＫ2206出土須恵器杯ＢⅠ（13）は、底部外面及び口縁部外面下半にヘラ削りをおこなう。ＳＤ2227出土須恵器杯ＡⅡ（14）は、底部外面をヘラ切りのままで不調整。近世の耕作溝から出土した須恵器壺Ｇ（16）は、筒形で平底の体部に、長細い口頸部をつける花瓶形の器。口頸部内面に粘土紐の痕跡をとどめる。器の内外面にロクロ挽きの凹凸をとどめ、底部外面には糸切り痕がある。体部外面にヘラ削りを行ない、肩部に稜がつく。高さ24.9cm。

２次出土土器（PL. 14, fig. 12～15）

ＳＫ3043出土土器　土師器杯Ｃ・甕Ａ・甕Ｂ、須恵器杯Ａ・杯Ｂ・ⅢＣ・蓋Ａ・蓋Ｃ・壺・鉢Ａ・甕がある。

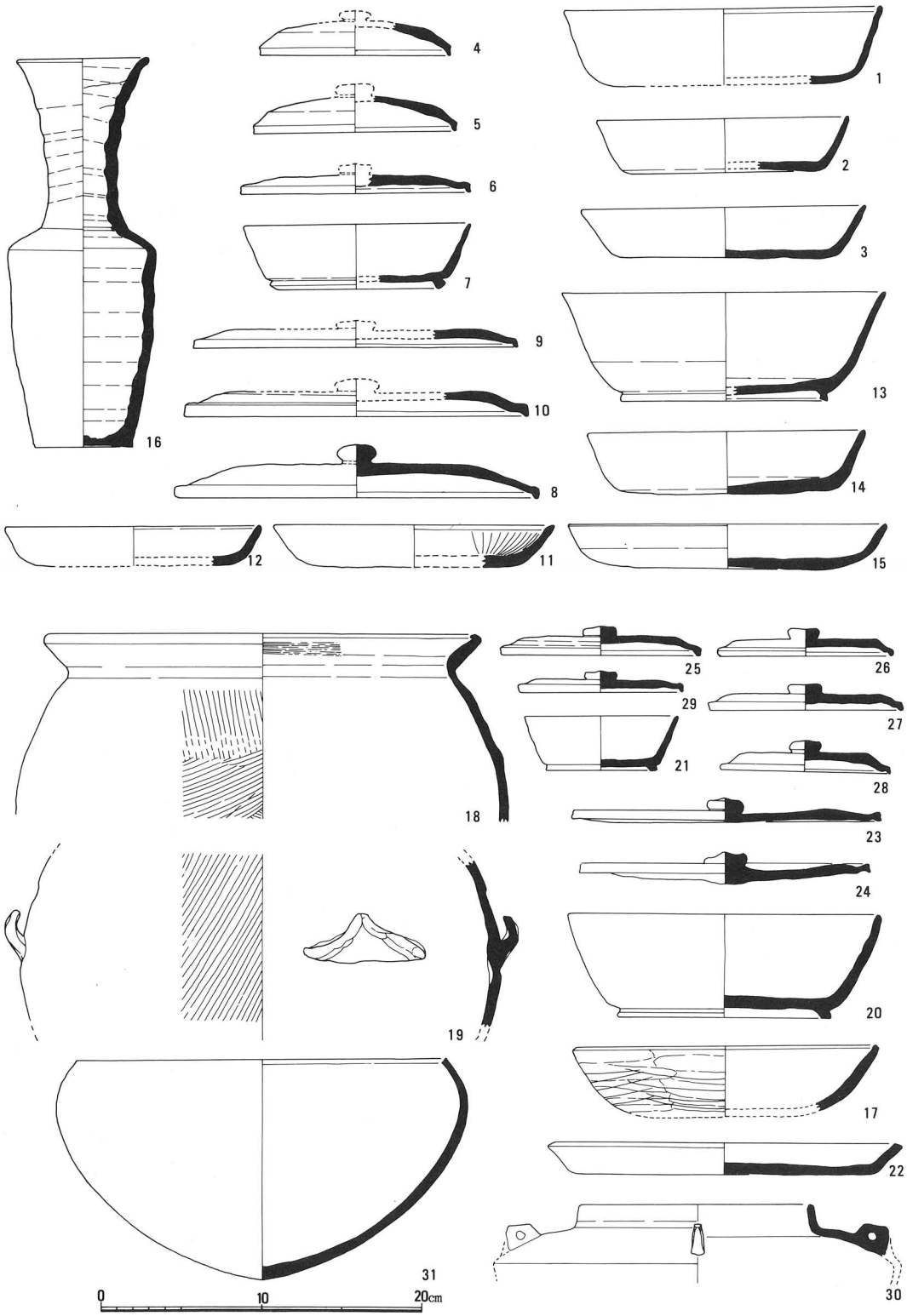

fig. 12　第１次調査・SK3043出土土器実測図(1/4、1～16・第１次調査、17～31・SK3043)

土師器杯C（17）はc手法でヘラミガキを加える。Ⅰ群土器。甕A（18）は外反する口縁部とまるい体部からなるもの。口縁端部が巻きこみ、口縁部内面には横ハケメ、外面にはヨコナデの調整をおこなう。外面をタテおよびナナメ方向の刷目で調整する。甕B（19）は把手をもつ甕胴部の破片。把手は三角形で、底辺を器壁と接合させ、他の二辺の側縁を外側へおりまげる。胴部と把手先端との距離は0.6cmしかなく近接する。

須恵器杯Aには杯AⅢと杯AⅣがある。杯AⅢ（80）は底部外面にヘラ削りをおこなうが、一部ヘラ切り痕をとどめる。口縁部及び底部外面に火襷がある。底部外面に「画師」の墨書がある。杯Bは杯BⅠ・杯BⅣがある。杯BⅠには底部外面をヘラ削りした後ロクロナデで仕上げ、口縁端部が平担なもの（図示せず）と、底部外面をヘラ切りのまま不調整で、口縁端部をまるく仕上げるもの（20）とがある。杯BⅣ（21）は底部外面中央にヘラ切り痕をとどめる。皿C（22）は口縁端部を平担に外傾させ、底部外面にヘラ切り痕をとどめる。須恵器蓋Aを大きさによって、蓋AⅠ（77～79、23；21.2～19.4cm）・蓋AⅡ（24；18.1～16.6cm）・蓋AⅢ・蓋AⅣ（25；12.5cm）・蓋AⅤ（26～29；10.9～10.2cm）にわける。蓋AⅠのうち3点は墨書土器。79は文字不明。頂部外面にヘラ削りをおこなわず、ヘラ切り痕をとどめる。頂部内外面に火襷がある。78には頂部外面に「識」の墨書がある。頂部外面に一部ヘラ削りをおこなうが、大部分はヘラ切りのままロクロナデをおこなう。77には頂部外面に「供」の墨書がある。頂部外面をヘラ切り後ロクロナデで仕上げる。なお、77はSK3043とSK3028から出土した蓋Aが接合したものである。23は頂部上面をヘラ削り、ロクロナデして仕上げる。蓋AⅡ（24）は頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げる。蓋AⅣ（25）はヘラ切りのままロクロナデして仕上げる。蓋AⅤ（26～29）は、頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げるもの（26）と、ヘラ切りのままロクロナデして仕上げるもの（27～29）とがある。壺C（30）は肩部と体部の境に稜をつけ、直立する短い口縁のつく壺で、肩部に耳をつける。内面の口縁部と肩部内面にロクロナデをおこなう。鉢A（31）は尖り底で、内彎する口縁部からなる鉄鉢形の土器。口縁端部を除く全外面にロクロ削りを施す。

SK3027出土土器　土師器杯A・杯C・皿A・皿B・皿C・蓋A・高杯・甕A・甕B・須恵器杯A・杯B・皿C・蓋A・鉢A・横瓶がある。

土師器杯AⅢ（32）はa_3手法で、口縁端部を巻き込む。内面に二段放射暗文を有する。内面の一部に漆が付着する。杯C（33）は表面剝落し外面調整は不明で、内面には一段放射暗文とラセン暗文を施す。皿Aには、皿AⅠ（34・35）と皿AⅡ（36）がある。AⅠ・AⅡいずれも内面に一段放射暗文を施す。皿AⅠは34・35とも口縁端部が肥厚するが、34では内彎するなだらかなカーブを描くのに対し、35では口縁部が屈曲する。35は外面が剝落し、ミガキの有無は不明で、底部をヘラ削りするb手法。34はa_0手法、36はb_0手法。皿B（37）は内面に一段放射暗文を施す。皿C（38）は口径11.2cmの小形の皿。口縁部の内外を横ナデするにとどまり、底部外面の調整をおこなっていない。高杯（40）は縦方向に

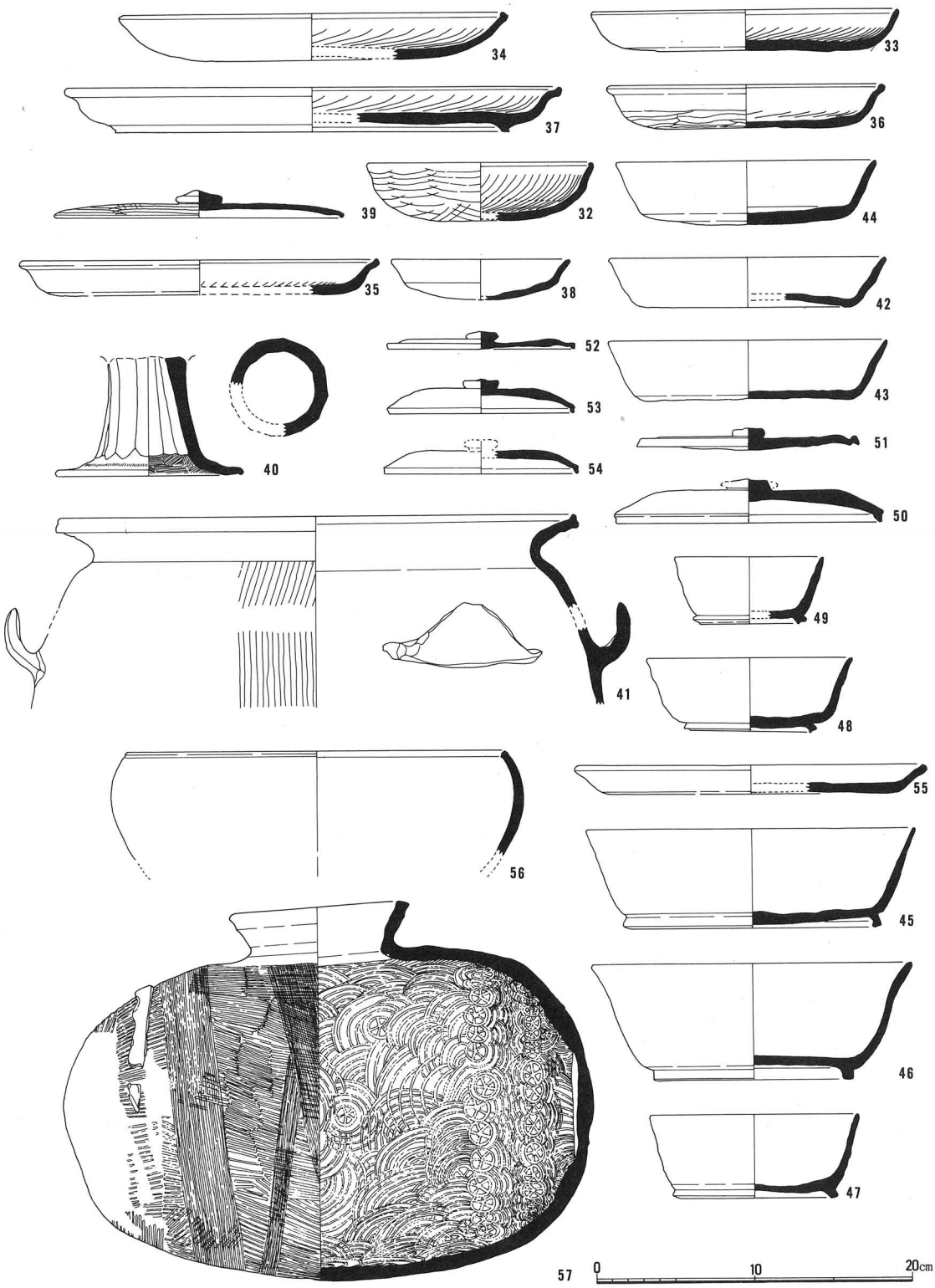

fig. 13　SK3027出土土器実測図(1/4)

ヘラ削りで面取りする短い軸部と脚をつける。内面に粘土紐の痕跡を残す。成形時に軸部と脚部の内外面を刷毛目によって調整しており、軸部外面をヘラケズリ、脚部外面をヨコナデによって仕上げる。32～40の土師器はいずれもⅠ群土器である。甕Ｂ（41）は口縁部と胴部の破片。大形の甕で、胴部に直立する把手を有する。

須恵器杯Ａには杯ＡⅡ（42・43）・杯ＡⅢ（44）がある。杯ＡⅡは底部外面をヘラ削りで調整するもの（43）と、ヘラ削りをおこなわずロクロナデで仕上げるもの（42）とがある。杯ＡⅢ（44）はヘラ切り後ヘラ削りをおこなわずヨコナデによって調整。杯Ｂには杯ＢⅠ（45・46）・杯ＢⅣ（47・48）・杯ＢⅤがある。杯ＢⅠは器高が7.3cmのもの（46）と6.2cmのもの（45）とがある。いずれも底部外面にヘラ削りをおこなう。杯ＢⅣ（47・48）はヘラ切り後、ヘラ削りをおこなわず未調整である。47の高台は底部の内側よりに位置する。杯ＢⅤ（49）の底部外面はヘラケズリによる調整。42は須恵器Ⅱ群土器、他（42、44～49）はⅠ群土器。蓋Ａには蓋ＡⅢ（50）・蓋ＡⅣ（51～54）がある。蓋ＡⅢ（50）は頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げる。蓋ＡⅣ（51～54）は口縁部がＳ字状に屈曲するもの（51）と屈曲の少ないものとがある。51は口径14.0cmで、ヘラ削りをおこなわずロクロナデで調整する。口縁部の屈曲の少ないものには、頂部が笠形を呈するもの（53・54）と頂部が扁平なもの（52）とがある。前者は頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで調整し、後者はヘラ削りを行なわずロクロナデで調整する。皿Ｃ（55）は底部外面にヘラ切り痕をとどめる。鉢Ａ（56）は、口縁端部をのぞき外面をロクロヘラ削りで調整する。横瓶（57）は俵形の体部上面中央に、短く外反する口縁部をつける。口縁部の上端は平らにナデ、口縁部内外面をロクロナデによって調整する。体部外面には平行叩目痕があり、その上からカキ目を施す。体部内面には中央に車輪状の刻みを有する同心円叩目文の痕跡をとどめる。体部一端には閉鎖口がある。長径33.8cm、高さ23.7cm。

ＳＢ3045出土土器　総柱建物ＳＢ3045の西側柱南２間目の抜取穴から、土師器杯Ａ・皿Ａ・皿Ｃ・須恵器蓋Ａが出土。土師器杯ＡⅠ（60）はc_0手法。皿ＡⅡ（59）もc_0手法。皿Ｃ（58）は口径11.3cmの小形の皿。口縁部はわずかに外反し、口縁部内外をヨコナデする。須恵器蓋ＡⅠ（61・62）のうち、61の口縁部は屈曲する。62は頂部外面をヘラ削りする。

ＳＢ3038・ＳＡ3032・ＳＢ3039・ＳＢ3051出土土器　ＳＢ3038の東側柱列北から１間目の柱穴から須恵器蓋Ａ（63）が、ＳＡ3032の西から２間目の柱穴から須恵器蓋Ａ（64）が、ＳＢ3039の西側柱北妻の柱穴から須恵器蓋Ａ（65）が、ＳＢ3051の南側柱東から１間目から須恵器蓋Ａ（66）が出土している。いずれもヘラ削り後ロクロナデで調整。

ＳＡ3033・ＳＡ3031・ＳＢ3035出土土器　ＳＡ3033の東１間目の柱穴から須恵器蓋ＡⅢ（67）・蓋ＡⅣ（68・69）が出土した。頂部外面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げる。ＳＡ3031の西１間目の柱穴出土須恵器蓋Ａ（70）はヘラ削り後、ロクロナデで仕上げる。ＳＢ3035の西側柱北１間目の柱穴出土の土師器杯ＡⅠ（71）は、内面に暗文がなく外面は剝落して技法は不明だが、ａ手法と推定される。

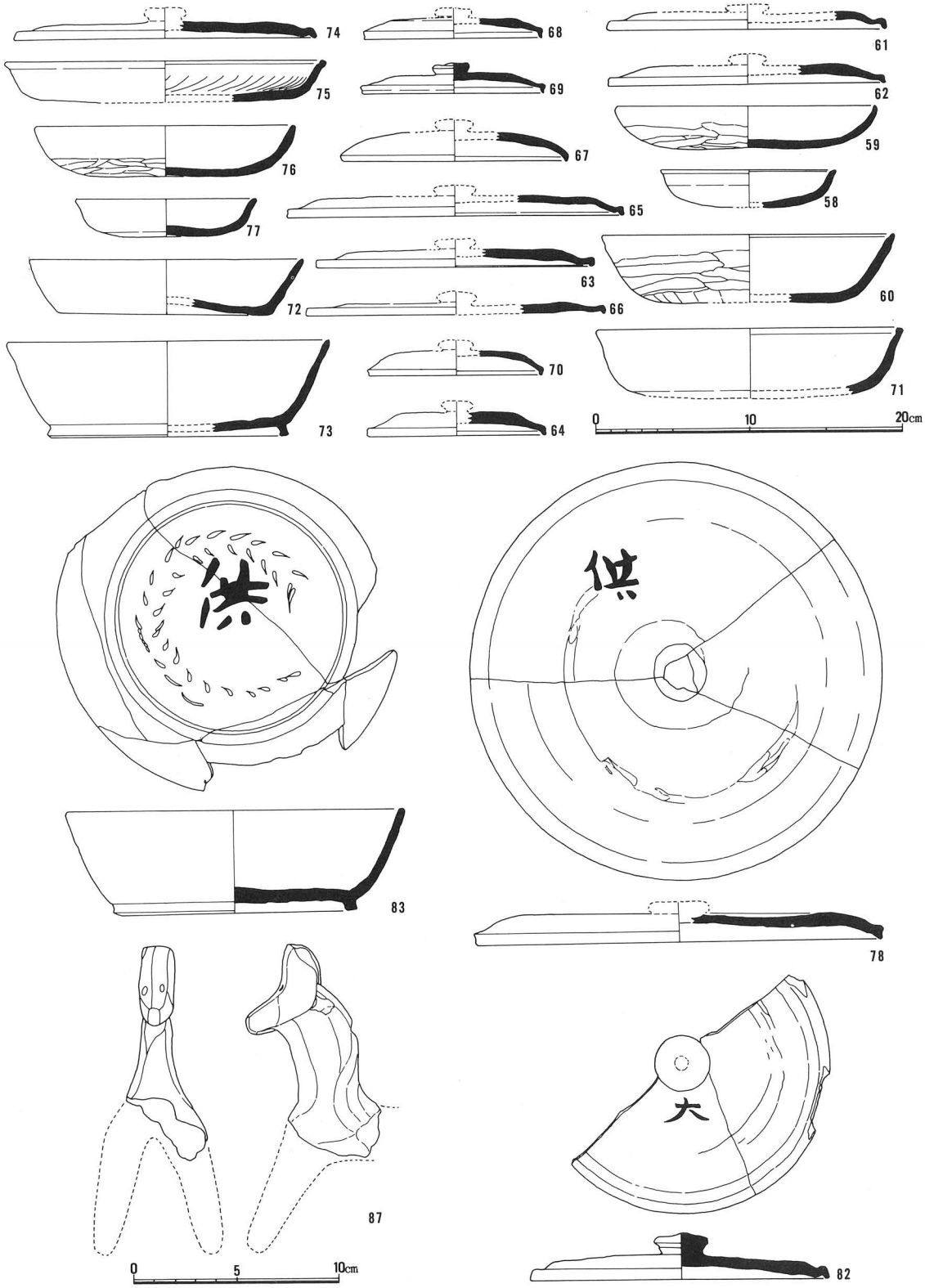

fig. 14　第２次調査出土土器・墨書土器・土馬(58～77･1/4, その他･1/3)

ＳＫ3027出土土器　須恵器杯Ａ・杯Ｂがある。杯ＡⅡ（72）はヘラ切り後、ナデによって調整する。杯ＢⅠ（73）は底部外面にヘラケズリをおこなう。

ＳＫ3049出土土器　土師器杯Ｃ・皿Ａ・皿Ｃ・甕Ｂ、須恵器蓋Ａがある。土師器杯Ｃ（76）の外面調整はc_0手法。皿ＡⅡ（75）は口縁端部が巻き込み、内面に一段放射暗文がある。皿Ｃ（77）は口径11.8cmの小形で、口縁部内外面をヨコナデし、底部外面の調整をおこなわない。甕Ｂの胴部破片には、胴部と把手先端との距離が0.5cmしか離れず、近接しているものがある。須恵器蓋ＡⅡ（74）は頂部上面をヘラ削り、ロクロナデで仕上げる。

墨書土器及び土馬（PL. 15, fig. 14・15）

墨書土器は、ＳＫ3043（78～81）と包含層（82～86）から出土した。ＳＫ3043出土土器は先述したので、以下は包含層出土土器について述べる。蓋ＡⅢ（82）は頂部上面にヘラ削りをおこない、口縁部は屈曲する。頂部上面に「大」の墨書がある。杯ＢⅠ（84）は底部外面にヘラ削りをおこなう。底部外面に「供」の墨書がある。杯ＢⅡ（83）はヘラ切り後ナデて仕上げる。底部外面にヘラ状工具による刺突が認められる。底部外面に「供」の墨書がある。杯ＡⅡ（86）は底部外面をヘラ切りのまま未調整。底部外面に「上」の墨書がある。皿Ｃ（85）は底部外面をヘラ切りのまま未調整。底部外面に「□識」の墨書があるが、識の前の文字が判読できない。

土馬（87）は、２次調査区の西側にある南北方向の耕作溝から頭部破片１が出土し、包含層から脚部破片１が出土した。２個体分の破片である。首は長く斜め上方に立ち、顔は粘土板を折りまげて頭部から首部にかぶせる。胴上部をくぼめて鞍を表現している。

土器の年代

平城京出土土器の編年と年代は『平城宮発掘調査報告』で明らかにしているが、それに従って、本調査区出土の土器を編年すると次のようになる。ＳＢ2210出土土器は土師器杯ＡⅠに暗文がなく、須恵器杯蓋の形態に口縁部の屈曲するものと屈曲しない形態との二者があり、全体として屈曲の程度が少ないことから平城Ⅲに位置づけられよう。ＳＫ3043出土土器は須恵器杯蓋Ａの法量が平城ⅢのＳＫ820より縮少していること、土師器甕Ａの口縁部の形態及び甕Ｂの把手の形態が平城ⅣのＳＫ219出土例に類似していることから、平城Ⅳに位置づけられる。ＳＫ3027出土土器は土師器杯ＡⅢの内面に二段放射暗文を有すること、土師器高杯の軸および脚部が短かいこと、甕Ｂの把手の形態と立ち上り方、須恵器杯Ｂの高台位置及び形態、杯ＢⅠの器高が7.3cmに及ぶものがあることから平城Ⅱに位置づけられよう。ただ蓋Ａの中に口縁部がＳ字状に屈曲するものが１例あるが、これは混入したものではなかろうか。ＳＢ3045出土土器は、杯ＡⅠがc_0手法によっていることから、平城Ⅲまで遡りえない。平城Ⅳ～Ⅴの土器である。ＳＫ3049出土土器は杯Ｃにおけるc_0手法の存在と甕Ｂの把手の形態から平城Ⅳに位置づけられよう。

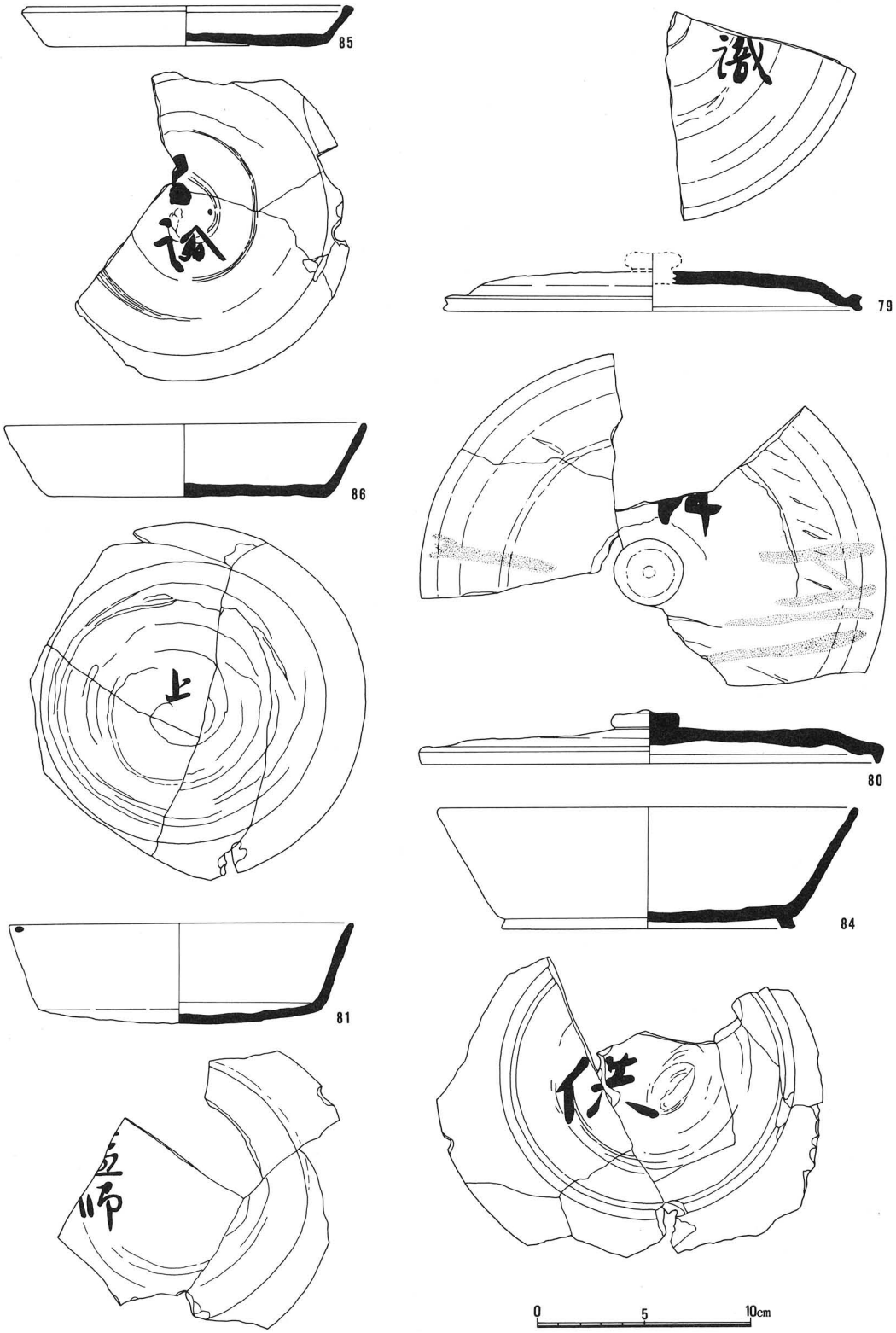

fig. 15 墨書土器実測図(1/3)

2　瓦　　塼（PL. 16, fig. 16）

瓦類は、井戸、土壙、掘立柱柱穴等の遺構のほか、それらの遺構を覆う包含層から出土し、整理箱で約50箱分ある。瓦類のうち多数を占めるのは丸瓦と平瓦で、ついで軒丸瓦16点、軒平瓦11点である。記述にあたって、奈良国立文化財研究所が設定した型式番号を使用する。

軒丸瓦　4型式4種に分類することができる。

6225E　複弁8弁蓮華文で、大型の中房に蓮子を1＋8配す。蓮弁は平板で、外区外縁に凸鋸歯文がめぐる。平城宮のほか、平城京左京三条二坊六坪、薬師寺に同笵例がある。平城宮軒瓦編年第Ⅲ期（天平17年～天平勝宝年間）。土壙ＳＫ3026で1点、遺物包含層で2点出土した。

6227A　複弁8弁蓮華文で、弁区より1段低い大型の中房に蓮子を1＋8配す。弁端は尖り気味で、外区外縁は素文である。平城宮のほか、平城京左京三条一坊十四坪、同四条二坊七坪[1]に同笵例がある。平城宮軒瓦編年第Ⅲ期。土壙ＳＫ3026で2点、土壙ＳＫ3047・ＳＫ3052、遺物包含層でそれぞれ1点ずつ出土した。

6275A　複弁8弁蓮華文で、大型の中房に蓮子を1＋4＋12配す。蓮弁は比較的小振りで弁端がわずかに反る。外区内縁の珠文は密で、外縁の線鋸歯文は粗い。藤原宮式軒丸瓦の1種で、平城宮のほか、平城京左京三条一坊十五坪、東一坊坊間路、朱雀大路に同笵例がある。平城宮軒瓦編年第Ⅰ期。遺物包含層から1点出土した。

6348Ａｂ　複弁7弁蓮華文で、突出した中房に蓮子を1＋8配す。蓮弁は小振りで、外区内縁に唐草文を、外縁に線鋸歯文をそなえる。笵の彫り直しが認められたので、Ａｂ種を新設した。特徴を列記すると以下のとおりである。中房は外区外縁端より高く突出する。弁区は中房から界線にむかって傾斜する。蓮弁と間弁は太線で表現され、Ａａ種にみられた弁端の反り上りはない。外区の界線、唐草文、線鋸歯文も太線で、唐草文の1部に乱れた箇所がある。外区外縁の傾きはなだらかである。平城宮軒瓦編年第Ⅰ期に遡る可能性もある。土壙ＳＫ3043・ＳＫ3052、遺物包含層から1点ずつ出土した。

軒平瓦　5型式6種に分類することができる。

6663F　3回反転均整唐草文で、内区と外区のさかいに二重圏線をめぐらす。唐草文は界線から立ち上り、第3単位の主葉・第1支葉とも先端が脇区界線に接しないで巻き込む。平城宮のほか、平城京左京三条二坊六坪、同三条四坊六坪[1]、同四条二坊七坪、同五条三坊十一坪、同五条三坊十三坪[2]、東三坊大路、西一坊々間大路、薬師寺に同笵例がある。平城宮軒瓦編年第Ⅲ期。掘立柱建物ＳＢ3025の柱掘形、土壙ＳＫ3043から1点ずつ出土した。

6663H　6663Fに酷似した瓦当文様である。Ｆにくらべて Ｈは主葉が小振りで巻きが弱く、また中心飾りの先端がＦほど尖らない。薬師寺に同笵例がある。遺物包含層から2点が出土した。

6670A　3回反転均整唐草文で、外区と脇区に珠文帯をめぐらす。唐草文の主葉は連続し、

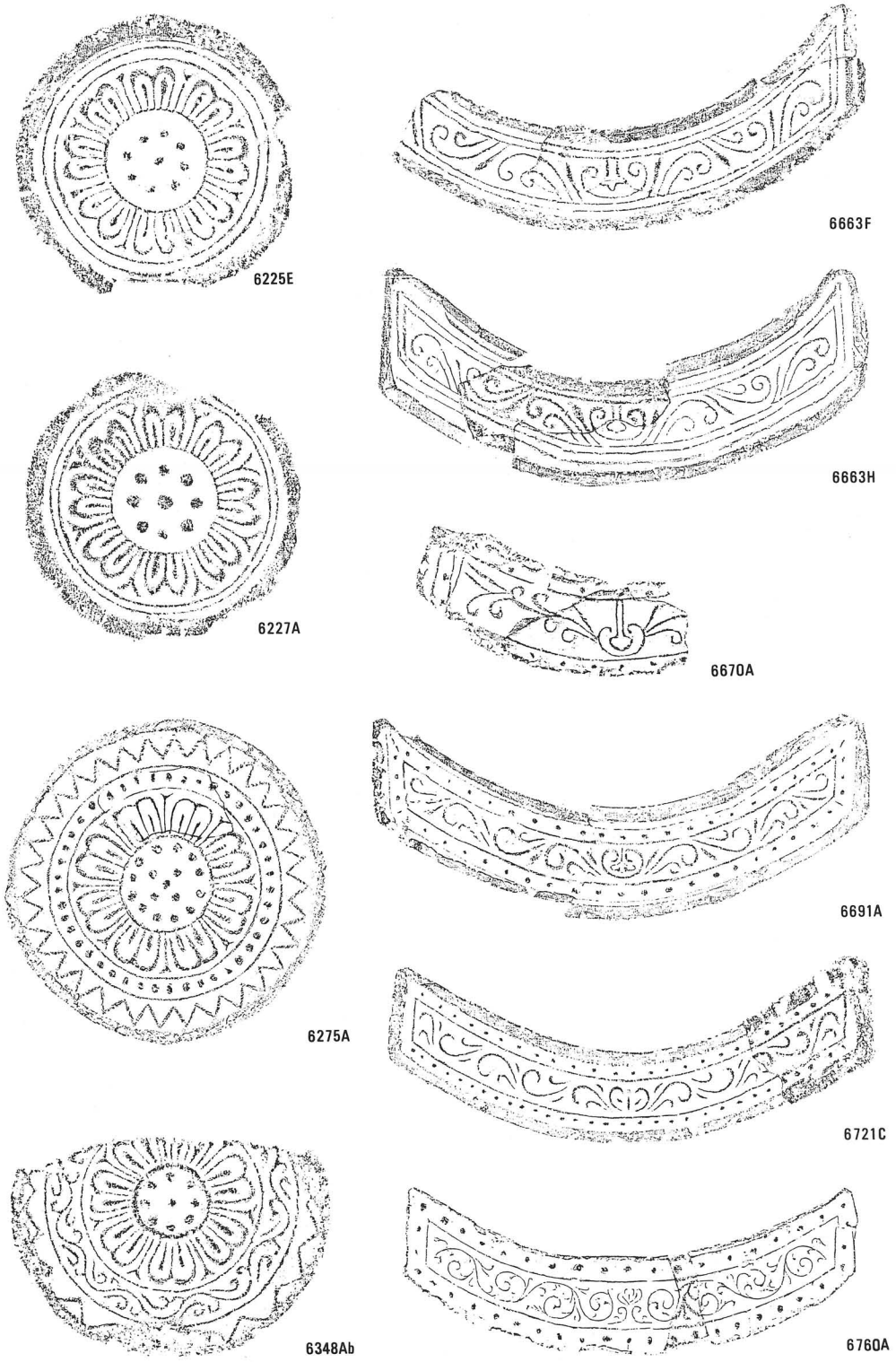

fig. 16　軒丸瓦・軒平瓦拓本(1/4)

第２・第３単位の第１・第２支葉とも主葉から発する。平城京左京六条一坊十二坪[1]に同笵例があるほか、唐招提寺[3]に類例がある。所属時期は不明。礎石建物ＳＢ2200の礎石抜取り痕跡から１点出土した。

6691A　４回反転均整唐草文で、外区と脇区に珠文帯をめぐらす。中心飾りは三葉形を呈し、基部上端が２又に分れて界線に接しない。平城京のほか、平城京左京一条三坊十五・十六坪、同二条二坊十三坪、同二条二坊十四坪、同三条一坊七坪[1]、同三条二坊七坪、同三条二坊九坪[4]、同三条二坊十・十五坪、同四条三坊十二坪、同六条一坊十二坪[1]、同六条二坊十坪[1]、同八条九坊十・十五坪、右京一条二坊二坪、東三坊大路、朱雀大路、右京三条大路、同五条条間路、同九条大路、法華寺、法華寺阿弥陀浄土院、唐招提寺、大安寺、法隆寺に同笵例がある。平城宮軒瓦編年第II期（養老５年～天平17年）。ＳＢ3039の東側柱に近い小土壙から１点出土した。

6721C　５回反転均整唐草文で、外区だけに珠文帯をめぐらす。唐草文の主葉と第１支葉の巻き方が弱い。平城宮で出土するほか平城京左京一条三坊十五・十六坪、同三条二坊六坪、同三条二坊十・十五坪、同八条九坊十・十五坪、東三坊大路、朱雀大路、海竜王寺、法華寺、東大寺に同笵例がある。平城宮軒瓦編年第III期。遺物包含層から１点出土した。

6760A　４回反転均整唐草文で、外区と脇区に珠文帯をめぐらす。中央に三葉形の中心飾りをそなえ、比較的小振りの唐草文が脇区から発して中心に向う。なかには緑釉をかけたものもある。平城宮で出土するほか、平城京左京三条二坊十・十五坪、同三条四坊七坪、秋篠寺に同笵例がある。平城宮軒瓦編年第IV期（天平宝字元年～神護景雲年間）。遺物包含層から１点出土した。なお本例は表面の風化が著しく、施釉の有無は明らかでない。

丸・平瓦　丸瓦はすべて玉縁式である。凸面で叩きを観察できた資料は、すべて縦位縄叩きであった。このあとに、さらに横位ナデをほどこす。玉縁部凸面も横位ナデである。端面は箆削り、側面は箆削りののちナデをくわえた例もある。

平瓦の凸面に格子叩きをほどこした例は４点で、他はすべて縄叩きであった。縄叩きのうち縦位がほとんどで、横位の例はすくない。凹面には布目が残り、模骨痕をとどめたものと、とどめないものの両方がある。後者の多くは布端が側面・端面ちかくに残る。側面と端面には箆削りとナデの２種の調整がある。

塼　長方形塼にかぎられている。完形品は１点で、長さ27.5cm、幅19.5cm、厚さ6.5cmである。他に８点出土したが破片のため全形は分からない。掘立柱建物ＳＢ3038・ＳＢ3050・土壙ＳＫ3043・ＳＫ3047・遺物包含層などから出土した。

1　奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和58年度』1984

2　奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和57年度』1983

3　奈良県教育委員会『国宝唐招提寺講堂他二棟修理工事報告書』1972

4　奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書　昭和54年度』1980

3　金　属　製　品

帯金具　帯金具は鉈尾の表金具が１点ある。平面形は、長方形の先端を弧形にしたａ型式のうちa_1（後述）にあたる。裏面には鋳出した鋲足が４ヵ所残る。表面は荒れて剝離し、赤銅色を呈する。もとは黒漆塗か。縦3.19cm、横3.95cm、厚さ0.64cm。第２次調査包含層。

奈良時代の腰帯は、金属製の銙を革帯に装着する銙帯（かたい）で、金銀装と烏油（くろ）（黒漆）装（づり）があり、朝服（朝庭公事、四孟月朔日）の場合、王・親王、文武五位以上と武官の衛門督・佐兵衛督が金銀装、文官六位から初位、武官の尉・志、兵衛・主帥が烏油装を締めた。無位の諸臣・庶人も烏油装であった。

銙は、鉸具と数個の巡方と丸鞆および鉈尾からなる。銙帯の制は、慶雲４（707）年～延暦15（796）年、大同２（807）年～弘仁１（810）年に限られる。出土の帯金具については佐藤興治[1]、阿部義平らの分析があり、ともに型式と大きさの分析から官位の比定を試みる。烏油装の銙帯のうち一般的なＡ型式に、佐藤は１寸５分を基準とする格差を認めて６段階に分け、六位から無位に、阿部は８段階に分け、六位から初位に対応するとした。

以上は主に巡方・丸鞆をもとにしたもので、いま鉈尾について検討してみよう。鉈尾はａ、ｃに分類されているが、ｃは極端に横長のもので、本論に関係なく省略する。鉈尾ａは３種に分けうる。まず、縦幅と横幅の比が0.8：1となるやや横長のa_1と、同比が0.9：1になるa_2で、両者は先端の孤の形や鋲数にやや差を認めるが、個数が少なくこの点は課題としておく。$a_{1\cdot 2}$は大型から小型まで各段階がある。a_3は平面形が半楕円形に近いもので、縦横の比がほぼ等しく、$a_{1\cdot 2}$より小形である。a_1の規格は、縦幅が３mm、横幅が約５mmづつ減少する。a_2は巡方Ａと同じく、横幅の１割を減じた数値が縦幅になり、規格は縦横とも３mmづつ減少する（fig.17）。

以上から、鉈尾ａに何段階の規格があるか検討しよう。出土した巡方Ａの最大縦幅は、3.9cm。$a_{1\cdot 2}$ともこれに見合うものがあるとして、これと$a_{1\cdot 2}$の最小の鉈尾との間の格差を先の数値で減ずると、各々６段階となる。a_3は横幅の間に格差があり、２グループに分けるとすれば、鉈尾ａ全体で14段階となる。以上の推論の検証とこの段階を位階とどう対応させるのかは今後の課題である。

和同開珎　12枚が一括で出土。銹着しているがいわゆる「隷開和同」。土壙ＳＫ2206出土

1　平城宮発掘調査報告Ⅵ（奈文研学報第23冊）1975　P.154－161　銙の型式は佐藤分類による。

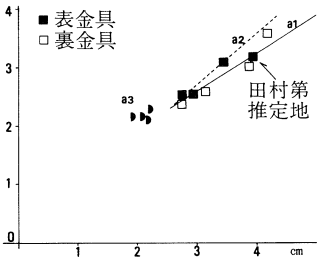

fig. 17　鉈尾の規格（平城出土品）

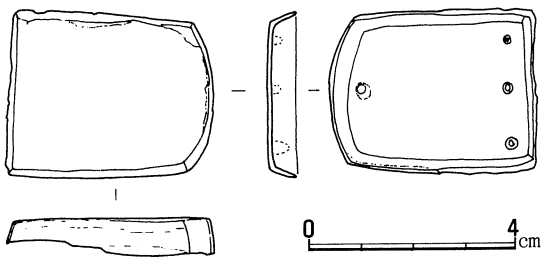

fig. 18　鉈尾実測図

Ⅳ まとめ

1 条坊復原と占地

平城京左京四条二坊十五坪は、東が東二坊大路、南が四条条間路、西と北がそれぞれ十坪と十六坪との坪境小路に面している。ここでは、十五坪を囲むこれら条坊道路の位置を復原し、調査区が十五坪内で占める位置を検討する。ただし、今回の調査区では条坊関係遺構を検出していないため、各条坊路の正確な位置・幅員が不明である。このため、周辺の調査におけるデータを援用し、計算によって復原する。

条坊道路の振れ 平城京の条坊は、測量法に定める第6座標系の方眼方位（以下、国土方眼方位と呼ぶ）に対して東西・南北ともわずかに振れている。条坊復原に際しては、この条坊道路の振れを決めておく必要がある。まず、南北方向の振れは朱雀大路の振れ（N0°15′41″W）を用いる。これは、次の2つの数値を単純平均したものである。すなわち、朱雀大路と六条条間路の交叉点での朱雀大路心と朱雀門心とを結ぶ線の振れ（N0°15′50″W～N0°16′24″W）、および同じく六条条間路との交叉点での朱雀大路西側溝心と右京九条一坊での朱雀大路西側溝心とを結ぶ線の振れ（N0°14′42″W～N0°15′49″W）とである。東西方向の振れについては、データがいくつかある。たとえば、三条大路北側溝の振れはE0°19′44″Nであり、この振れが大路の振れと同一とすると朱雀大路の振れよりも大きい。一方、二条大路の振れはE0°4′N～E0°11′Nであり、朱雀大路の振れよりも小さい。しかし、三条大路については、上述の数値が北側溝の北肩の振れであること、二条大路の振れは、計算のもとになった測点間の距離が短かいという問題がそれぞれあり、使用は躊躇せざるを得ない。従って、ここでは次善の方法として東西方向の振れを、朱雀大路の振れと同一と仮定しておこう。

造営基準尺 左京四条二坊周辺の条坊道路のうち、路心の位置が確定しているのは、1973年の第83次調査で検出した左京三条二坊十坪・十五坪間の坪境小路である。この坪境小路を先の条坊方位の振れを考慮して南方へ延長すれば、左京四条二坊十五坪の西を画す坪境小路の位置が決まる。したがって、造営基準尺の値は、それを用いて復原した左京三条二坊十坪・十五坪間の坪境小路心の座標が、第83次調査の成果と一致するように設定しなければならない。まず、この坪境小路心（X＝－146192.580、Y＝－17653.825）[1]と東一坊大路・二条条間大路の交点（X＝－145751.977、Y＝－18054.088）[1]との東西方向の距離を求めると、国土方眼方位で400.263mとなる。この値を条坊方位の振れで修正すると実長距離398.249mを得る。東一坊大路とこの坪境小路間の計画寸法は1350尺（3坪分）であるから、換算値を計画寸法で除すことにより造営の基準尺0.2950mを得る。一方、この坪境小路心の座標と朱雀門心の座標（X＝－145994.490、Y＝－18586.310）とを用いて同様の計算をすると、造営の基準尺0.2957mを得る。この2つの値は、ともに従来条坊関係遺構の調査で確認している基準尺の範囲（0.2950m～0.2960m）に収まる。

条坊路交点の位置　左京四条二坊十五坪を囲む条坊路心の交点は、東一坊大路・二条条間大路の交点から、東へ1350尺（3坪分）と1800尺（4坪分）、南へ3150尺（7坪分）と3600尺（8坪分）の位置に、朱雀門心から東へ3150尺（3坪分）と3600尺（4坪分）、南へ2330尺（5坪分＋80尺）と2780尺（6坪分＋80尺）の位置にある。そこで各交点の座標を求める方法として二通りがある。まず、東一坊大路・二条条間大路の交点の座標と造営基準尺0.2950mを用いる場合、他方朱雀門心の座標と造営基準尺0.2957mを用いる場合である。この二通りについて計算を試みた結果がtab. 4である。両者の差は東西方向で0.12～0.20m、南北方向で0.13～0.19mと大差ないので、ここでは前者の値を採用しよう。

坪の規模　坪の4隅の位置を求めるには、十五坪を囲む条坊路の幅員（側溝心々距離）が必要である。十坪との坪境小路の幅員は、左京三条二坊十坪・十五坪間の坪境小路と同幅とみなせば6m（20尺）である。十六坪との坪境小路幅も6mと仮定する。従来の所見では、条間路の幅は20尺ないし30尺であり、東二坊大路の幅は60尺ないし80尺と推定され一致しない。ここでは便宜的に条間路の幅を30尺、大路の幅を80尺と仮定する。したがって、十五坪の南北幅は坪の計画寸法450尺から条間路の幅30尺と小路の幅20尺の各½を減じた425尺、同じく東西幅は大路の幅80尺と小路の各½を減じた400尺となる。

調査区の位置　以上の条坊道路の計画値を基に、第1次・第2次調査区が十五坪で占める位置を復原したのがfig. 19である。両調査区はそれぞれ十五坪の北西部南半と北東部南半にあたる。なお、坪の東西2等分線は両調査区の間にあたり、未調査のため坪内区画施設の存否は不明である。坪の南北2等分線は第2次調査区のSB3030の北側柱列のやや南にあたるが、坪内区画施設はない。坪の南北4等分線は第1次調査区の北拡張区の北外にあるため坪内区画施設の存否は不明である。なお造営基準尺が0.2950mより大きい場合は、この南北4等分線は北拡張区内に入るが、相当する遺構は検出していない。

1　『奈良国立文化財研究所三十年史』1982　P. 194－195

	X	Y
A	－146,679.400	－17,651.603
B	－146,812.149	－17,650.997
C	－146,811.543	－17,518.248
D	－146,678.794	－17,518.854

	X	Y
A	－146,679.215	－17,651.722
B	－146,812.279	－17,651.115
C	－146,811.672	－17,518.051
D	－146,678.608	－17,518.658

▲東一坊大路・二条条間大路交点の座標を基準に1尺＝0.2950mで算出。
▼朱雀門心座標を基準に1尺＝0.2957mで算出。

tab. 5　十五坪復原座標

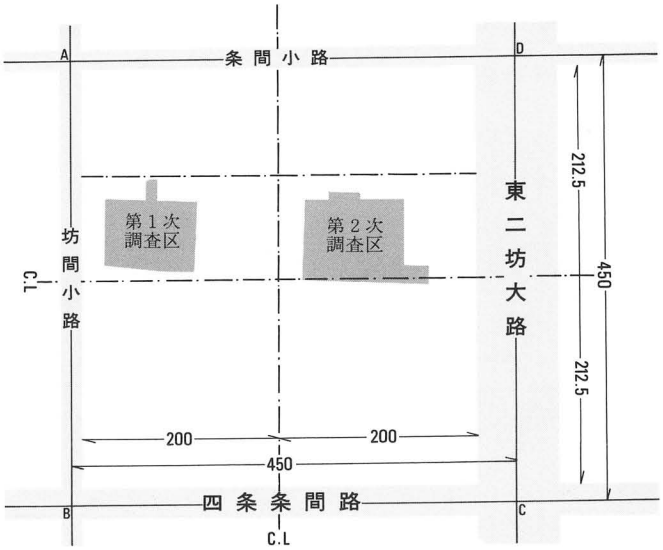

fig. 19　十五坪の占地概念図（単位　天平尺）

2　時　期　区　分

前節で検討したように、今回の調査地は左京四条二坊十五坪の西北部南半と東北部南半にあたり、十五坪全体の約9.1%、1/11の面積を占める。坪全体からすると極めて限られた範囲の調査であるが、多数の遺構を検出することができた。これらの遺構と出土遺物を手懸りに、十五坪内における宅地の利用情況とその時期的な変遷を検討する。検出した遺構は、遺構相互の重複関係・配置状況・出土遺物の検討により、以下のA～Eの5時期に分けることができる(fig. 20～24)。

A期の遺構　ＳＡ2240・ＳＢ3037・ＳＤ3042が属す。ＳＡ2240は宅地内を東西に区画する塀で、十坪との坪境小路心想定位置から約27.2m（92尺）東にある。この距離は坪の計画寸法450尺の1/5に近い。調査区内では、この塀の東西に建物がなく空閑地となっている。ＳＤ3042は坪の想定南北３等分線の南約3.6m（12尺）にあり、ＳＢ3037はＳＤ3042の南約4.5m（15尺）にある。第２次調査区内には、この建物以外に該期に属す建物はなく、閑散としている。Ａ期の年代を直接に示す手懸りはないが、Ｂ期との関係から奈良時代初頭と考える。

B期の遺構　ＳＢ2220・ＳＢ2230・ＳＢ3035・ＳＢ3040・ＳＢ3045・ＳＡ3031・ＳＡ3041・ＳＫ3027が属す。第１次調査区には東西棟建物が２棟あり、その配置には次のような規則性がある。すなわちＳＢ2230の桁行の中心線は、十坪との坪境小路心想定位置から東26.9m（91尺）にあり、この距離は坪の計画寸法450尺の1/5に近い。ＳＢ2220の西妻柱筋はＳＢ2230の桁行中心線の西13.2m（44.5尺）にあり、条坊の東西10等分線上にほぼ乗る。また、ＳＢ2230の桁行柱間は不明であるが仮に９尺とすると、ＳＢ2230とＳＢ2220の棟通り間の距離は13.3m（45尺）となり、この数値も坪の計画寸法450尺の1/10である。第２次調査区では、建物３棟を比較的雑然と配置する。ＳＢ3035はＳＢ2230と北側柱筋をほぼ揃える。ＳＡ3032はＳＢ3035の北3 m（10尺）にあり、西端をＳＢ3035の東妻柱筋に揃える。ＳＢ3040はＳＢ3050と南北方向で2.7m（９尺）離れる。ＳＡ3041はＳＢ3035の北10.5m

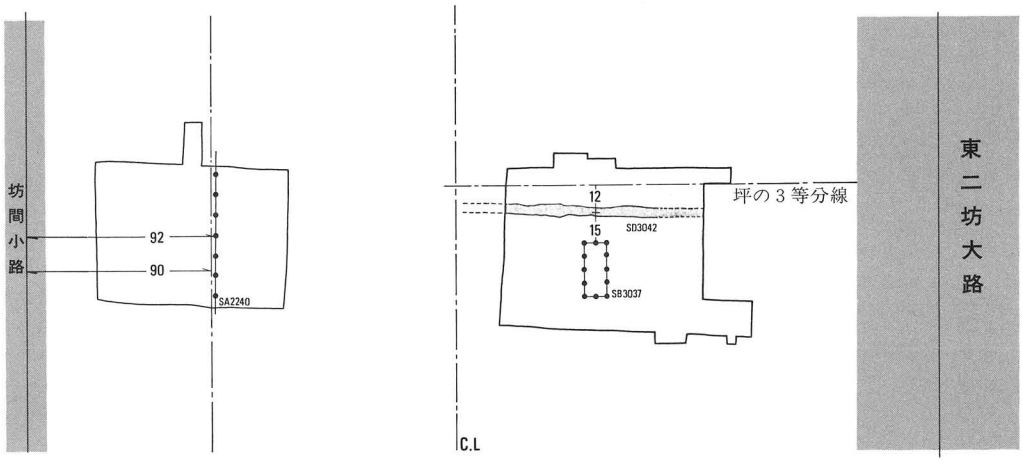

fig. 20　Ａ期遺構配置図(単位　天平尺)

(35尺) にある。ＳＢ3045はＳＡ3041の北4.2ｍ（14尺）にあり、東側柱筋をＳＡ3041の東端に揃える。Ｂ期の年代はＳＢ3035・ＳＢ3045の廃絶年代を示す土器からみて、奈良時代前半と考える。

Ｃ期の遺構　ＳＢ2200・ＳＢ2210・ＳＢ3039・ＳＢ3051・ＳＡ3036が属す。第１次調査区には礎石建物ＳＢ2200・ＳＢ2210がある。両者の配置には次のような規則性がある。すなわち両者は南面の柱筋を揃え、建物の間隔は柱心々で5.9ｍ（20尺）である。ＳＢ2200の棟通りは十五坪の南北２等分線の北約15.2ｍ（51.5尺）にある。ＳＢ2210の東側柱筋は十坪との坪境小路の東側溝心想定位置から東約15.2ｍ（51尺）にあり、これは十五坪の東西長400尺の約⅛である。ＳＢ2200が５間であれば、桁行の中心線は坪境小路東側溝心想定位置の東約29.9ｍ（101尺）にあり、これは十五坪の東西幅の約¼である。ＳＢ2200が５間以上（７間）としても、両礎石建物は坪内に計画的に割り付けられていることがわかる。第２次調査区では建物２棟をＬ字形に配置する。ＳＢ3039はＳＢ2200と北面の柱筋をほぼ揃え、西側柱筋がＳＢ2200の西妻柱筋の東約47.7ｍ（160尺）にある。ＳＢ3050はＳＢ3039と東西方向で3.5ｍ（12尺）、南北方向で1.9ｍ（６尺）離れ、桁行の中心線がＳＢ3039の棟通りの東約12.1ｍ（41尺）にある。ＳＡ3036はＳＢ3050の南7.5ｍ（25尺）にあり、全長がＳＢ3050の桁行長とほぼ一致する。Ｃ期の年代はＳＢ2200・ＳＢ2210の掘込地業の築土中から出土した土器からみて奈良時代中頃である。

Ｄ期の遺構　ＳＡ3031・ＳＢ3038・ＳＫ3043が属す。第１次調査区ではＳＢ2200・ＳＢ2210が存続する。第２次調査区では建物１棟・塀１条がある。ＳＡ3031は第１次調査区には及ばないが、ＳＢ2200の南側柱筋の東延長線の南5.9ｍ（20尺）にある。ＳＢ3038はＳＡ3031と南北方向で約３ｍ（10尺）離れる。ＳＢ2200と北面の柱筋をほぼ揃え、東側柱筋がＳＢ2200の西妻柱筋の東約56ｍ（190尺）にある。ＳＫ3043は該期に掘られた塵芥処理用の土壙である。出土した土器からみてＤ期の年代は奈良時代後半である。

Ｅ期の遺構　ＳＢ3025・ＳＢ3030・ＳＢ3050・ＳＡ3033・ＳＥ3034が属す。第１次調査区

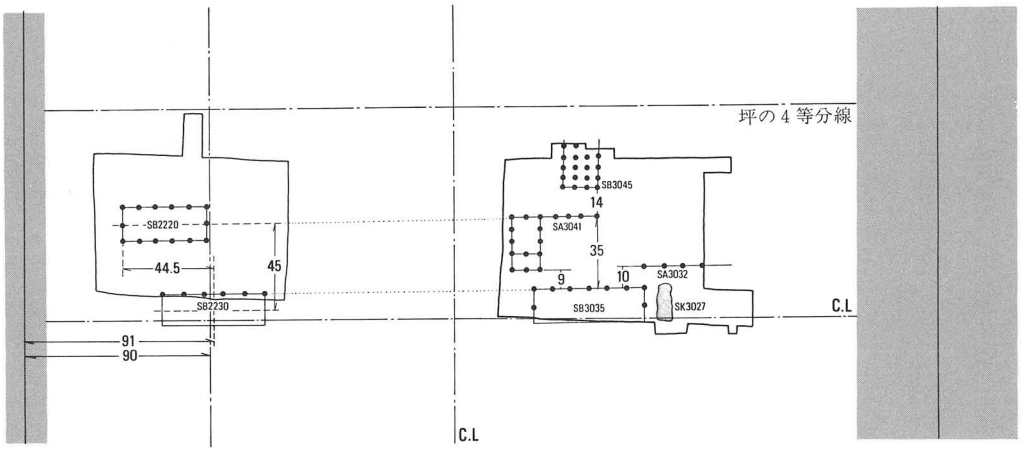

fig. 21　Ｂ期遺構配置図(単位　天平尺)

ではＳＢ2200・ＳＢ2210が存続する。第２次調査区では建物３棟と塀１条を整然と配置し、その配置には次のような規則性がある。すなわち、ＳＡ3033はＳＢ2200の南側柱列と筋を揃える。ＳＢ3030はＳＡ3033Ａと柱筋を揃え、柱心々で9.4ｍ（32尺）離れる。ＳＢ3025はＳＢ3030と北面の柱筋を揃え、柱心々で4.5ｍ（15尺）離れる。ＳＢ3050はＳＡ3033Ａと柱筋を揃え、柱心々で12ｍ（40.5尺）離れる。ＳＢ3050とＳＢ3030とは東西の柱筋を揃える。ＳＥ3034はＳＢ3050の中央正面にある。ＳＥ3034のすぐ南側にあるＳＡ3033Ａの柱間がＳＥ3034の南正面にあたる部分のみやや広く、ＳＡ3033Ｂではさらに5.8ｍ（20尺）と広いことから、ここに通路を設けていたと考える。このように、ＳＡ3033をはさむ南北両区画内の施設を計画的に整然と配置していることから、ＳＡ3033は宅地内を区画する施設であろう。Ｅ期の年代を直接に示す遺物はないが、Ｄ期との関係から奈良時代末以降と考える。

宅地割の変遷　以上の時期区分に基き十五坪の宅地割について検討する。

Ａ期ではＳＤ3042が問題となる。この溝は坪の南北３等分線の南約3.6ｍ（12尺）にある。従来の所見では、坪内を区画する施設には、宅地内区画施設と宅地割施設がある。宅地割施設に坪内小路や溝があるので、ＳＤ3042が宅地割施設の可能性がある。この溝は第１次調査区には及んでいないので、坪を東西に宅地割していたことになろう。ただし、この溝は坪を南北に４分ないし３分する想定線上には乗らないので、この点については今後の検討を要する。

Ｂ期には、ＳＢ3035が坪の南北２等分線と確実に重複し、ＳＢ2230も桁行２間以上であれば坪の南北２等分線と重複するので、坪の南北は一連の宅地とみなせる。一方、坪を東西に２分していたかどうかの直接的手懸りはない。ＳＢ2220の棟通りとＳＢ3040の北妻柱列、およびＳＡ3041とがほぼ筋を揃え、ＳＢ2230とＳＢ3035の北側柱列がほぼ筋を揃えるので、これを同一の宅地内で建物を計画的に配置した結果とみなせば、坪を東西にも分割しておらず最低１町を占めたことになる。仮に坪を東西に２分している場合には、それぞ

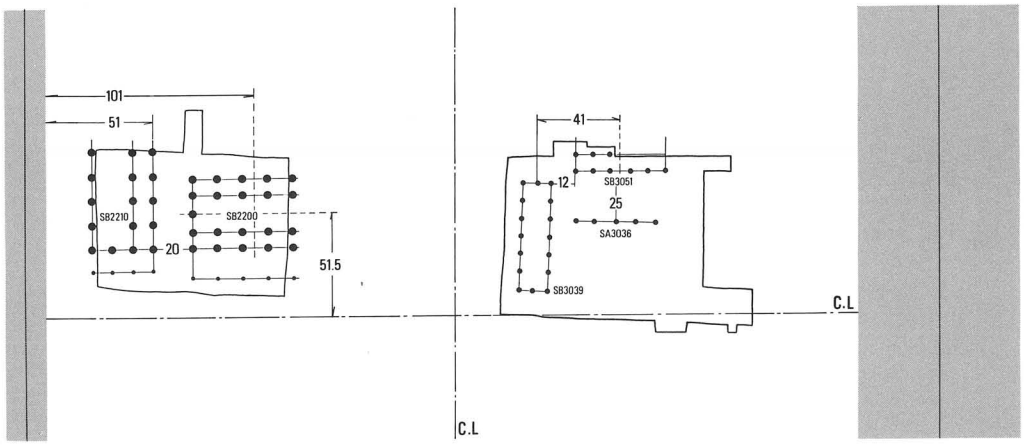

fig. 22　Ｃ期遺構配置図(単位　天平尺)

れ½町を占める宅地の可能性がある。ただし、第１次調査区北拡張区の北側に想定した坪の南北４等分線の位置での坪内区画施設の存否が不明のため、この点についてはなお検討の余地がある。

Ｃ期には大規模な礎石建物ＳＢ2200・ＳＢ2210が出現し、奈良時代いっぱい存続する。両建物が存在したＣ期～Ｅ期の宅地割については一括して述べる（fig. 24）。

ＳＢ2200の桁行柱間は不明であるが、５間ないし７間であろう。かりに５間とし、ＳＢ2200をはさんでＳＢ2210と対象の位置にＳＢ2210と同規模の南北棟建物（梁行10尺等間・片廂ないし両廂付き）を想定すると、その東側柱列と坪の東西２等分線との距離はわずか10尺ないし20尺である。ＳＢ2200が７間であれば、その南北棟建物は東廂の存否にかかわらず坪の東西２等分線と重複する。したがって、東脇殿相当の南北棟建物が存在する場合は、坪の東西は一連の宅地だったことが確実である。では東脇殿相当建物がない場合にはどうか。Ｅ期について調べると、ＳＡ3033Ａを柱間寸法10尺等間で西へ延長すると、ＳＢ2200が桁行５間の場合は、10間目でその南側柱に取り付き、ＳＢ2200が桁行７間の場合はＳＡ3033を10尺等間で西へ延長しても取り付かない。ただしこの場合は建物と塀との間に間口16尺の通路を想定すればよい。いずれにせよＳＡ3033はＳＢ2200と一体の可能性が高いので、Ｅ期には坪の東西は一連の宅地とみなせる。一方、ＳＢ3030・ＳＢ3025は坪の南北２等分線と重複し、坪の南北は一連であったことも確実であるから、Ｅ期の宅地は最低１町を占めたであろう。この情況はＳＢ2200・ＳＢ2210が出現するＣ期まで遡りうる。

一方、ＳＢ2210の棟通りは十坪との坪境小路の東側溝心想定位置から30尺東に位置する。かりに坪境小路に面して築地を想定し、その規模を『延喜式』左右京職京程条にみられる犬走３尺・垣基５尺とし、東側溝幅を３尺とすると、築地東縁は東側溝心の東9.5尺に位置する。もしＳＢ2210に西廂を10尺の出で設けていれば、西側柱筋は築地とほぼ接する。西廂がなくとも、軒の出を６尺とすれば建物と築地の軒先はほぼ接する。このことから、奈良時代中頃以降には十坪・十五坪間の坪境小路は宅地内に取り込まれ、東西に接する十・十

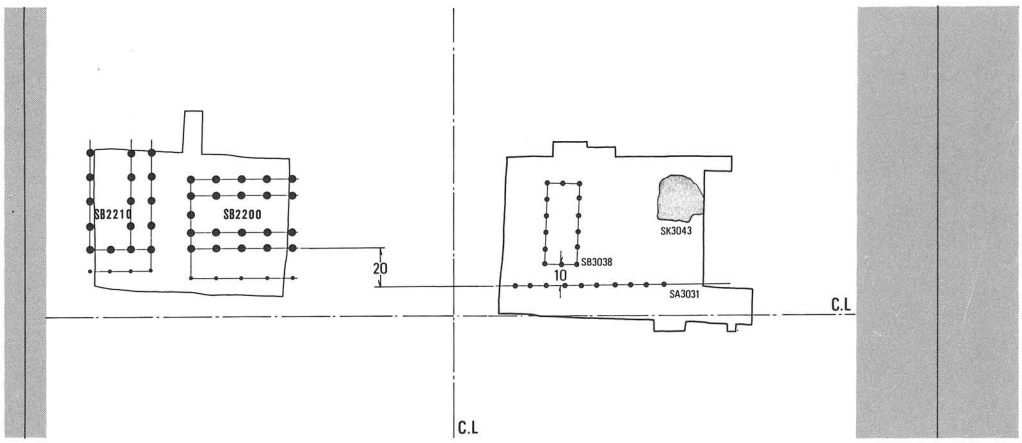

fig. 23　Ｄ期遺構配置図(単位　天平尺)

五坪の２坪は一連の宅地であった可能性が高い。

以上から、十五坪の宅地割の変遷をまとめてみよう。十五坪の宅地割は、奈良時代を通じて一定だったのではなく、おおきく２回の変化がある。奈良時代の当初、この坪は東西に二分され、そのうちの東半部はさらに南北に細分していた可能性がある。８世紀の前半にいたって最初の変化があるが、この場合二つのケースがある。その一は、前代の宅地割を踏襲するが二分されていた東西の宅地各々が½町をしめる場合。その二は、十五坪全体が一つの宅地となる場合である。８世紀の中葉にいたると、十五坪は隣接する十坪を含めた一連の宅地となる。この状況は８世紀末まで続くが、その下限年代が平安まで降るのか、奈良末でおさまるのか決め難い。なお、８世紀中葉以降の宅地が十・十五坪の２町なのか、さらに大規模なのかという点の解決は、今後の調査を待たねばならない。

さて、以上の宅地の変遷はどのように解せるであろうか。この場合も二通りの解釈ができる。すなわちその一は、奈良時代の初頭からいた居住者（ないし一族）が次第に宅地を広げていったとする解釈。他方は、８世紀の初頭と中葉（あるいは前半）では、宅地のあり方も、面積も全く違うので、この間に居住者の交替を考える解釈である。ここで、これまでの検討結果や、従来の京内調査の所見からすると、後の解釈が合理的であろう。その居住者は、最低２町の宅地を給される者として、四位ないしそれ以上の高位者を考えなければなるまい。それがただちに、通説の藤原仲麻呂か否かを決める直接の手懸りはない。ただし、藤原仲麻呂は天平18年（746）に従三位、天平勝宝２年（750）に従二位に進む。史料に「田村第」がはじめて見えるのは、この２年後の天平勝宝４年（752）であって、十坪が隣接の坪を含んだ大規模な宅地となった時期と、ほぼ一致することもまた事実である。しかし、田村第推定地は広く、調査地はあまりにも小さい。ここでは、いたずらに結論を急ぐよりも今回の調査成果とその問題点を明確にし、後考を待つことにしよう。この地が田村第の故地であるか否かは、今後の調査の進展（非常な努力を要する）によって、自ずから明らかになるであろう。

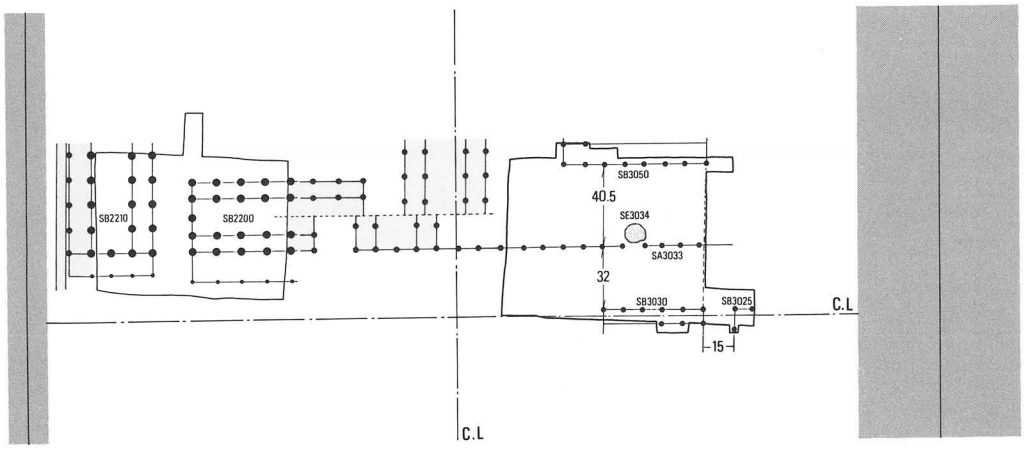

fig. 24　E期遺構配置図(単位　天平尺)

3　京の宅地割と建物配置(fig. 25)

平城京には貴族・官人から一般庶民にいたるまで多数の人々が居住した。近年の平城京の調査の進展によって、文献史料からは伺うことができなかった彼らの宅地の具体的様相が判明してきた。ここではこれを集成し、宅地割と建物配置型の変遷について検討しよう。

宅地の規模　藤原京・難波京では、貴族官人に対し宅地を班給した明文規定が残っている（tab. 1）。　藤原京では官職・位階および戸口の多少により、また難波京では位階に応じて班給した宅地の面積が異なる。平城京でも類似した方法で宅地を班給したのであろうが、その実体を直接に示す史料はない。官人の位階と宅地規模とが共に伴明する例は奈良時代末前後に数例あるが、両者は整合的に対応せず、それらから宅地班給基準を復原することは困難である。また基本的問題として、平城京に居住した官人が宅地を伝領したのか、地位の変化とともに宅地を替えられたのか、かりに宅地を伝領しても位階の変化とともに規模を改めたのか、などの点が明確ではないから、ある時点での居住者の位階と宅地規模とが直接的に結び付く保障がないことに注意すべきであろう。

発掘調査で実際に存在が知られた宅地規模は、4町・2町・1町・½町・¼町・⅛町・1/16町である。時期別にみると、奈良時代初頭には4町～⅛町の各規模がある。⅛町の小規模宅地がすでに存する点が注目される。これは藤原京で班給したとされる最小規模の¼町よりさらに小さい。藤原京の宅地の実態が発掘調査で十分解明されているわけでないので問題はあるが、平城遷都当初から藤原京と異なる基準で宅地を班給した可能性がある。奈良時代中頃には2町～⅛町の各規模が存続し、さらに1/16町が加わる。この1/16町宅地の出現は宅地班給基準の変化を示すのであろうか。奈良時代末には2町～½町があるが、¼町以下の小規模宅地の存否は今後の検討を要する。なぜなら文献史料の検討から、奈良時代末に1/16町以下の小規模宅地が存在した可能性が唱えられている[1]からである。つぎに、共時的に存在する宅地の規模を調べると、奈良時代初頭～後半に至るまで2町～⅛（1/16）町の各規模が存在し、2町以下順次半減の関係にある。これは、藤原京で班給した宅地の規模が4町以下¼町まで順次半減し、難波京でも1町以下¼町まで順次半減するのと同様である。ランクが下がるごとに班給する宅地の規模を半減させる方式とみれば、その点では藤原京・難波京と同じ方式で宅地班給を行なったと言えよう。ただし、位階と宅地規模との対応関係が判然とせず、宅地班給基準を確定するには至らない。続いて、1つの坪内の宅地規模の通時的変化を追跡すると、併合拡大する例が半数を越え注目される。平安京においては、権勢家が次第に邸宅・苑池を拡大占有していく。平城京においても同様の現象が生じた可能性があるが、この宅地規模の変化が居住者の交替を示すのか、居住者の地位の変化を示すのか不明確であるので、この点は今後の検討を要する。

宅地割の変遷　1町未満の宅地は、坪を溝・道路などの施設で分割して設けている。この分割の具体的方法について検討しよう。すでに、文献史料の検討によって、奈良時代末には1/16町を単位とする宅地割が存在し、二行八門十六戸制が成立していたと推定されている[1]。

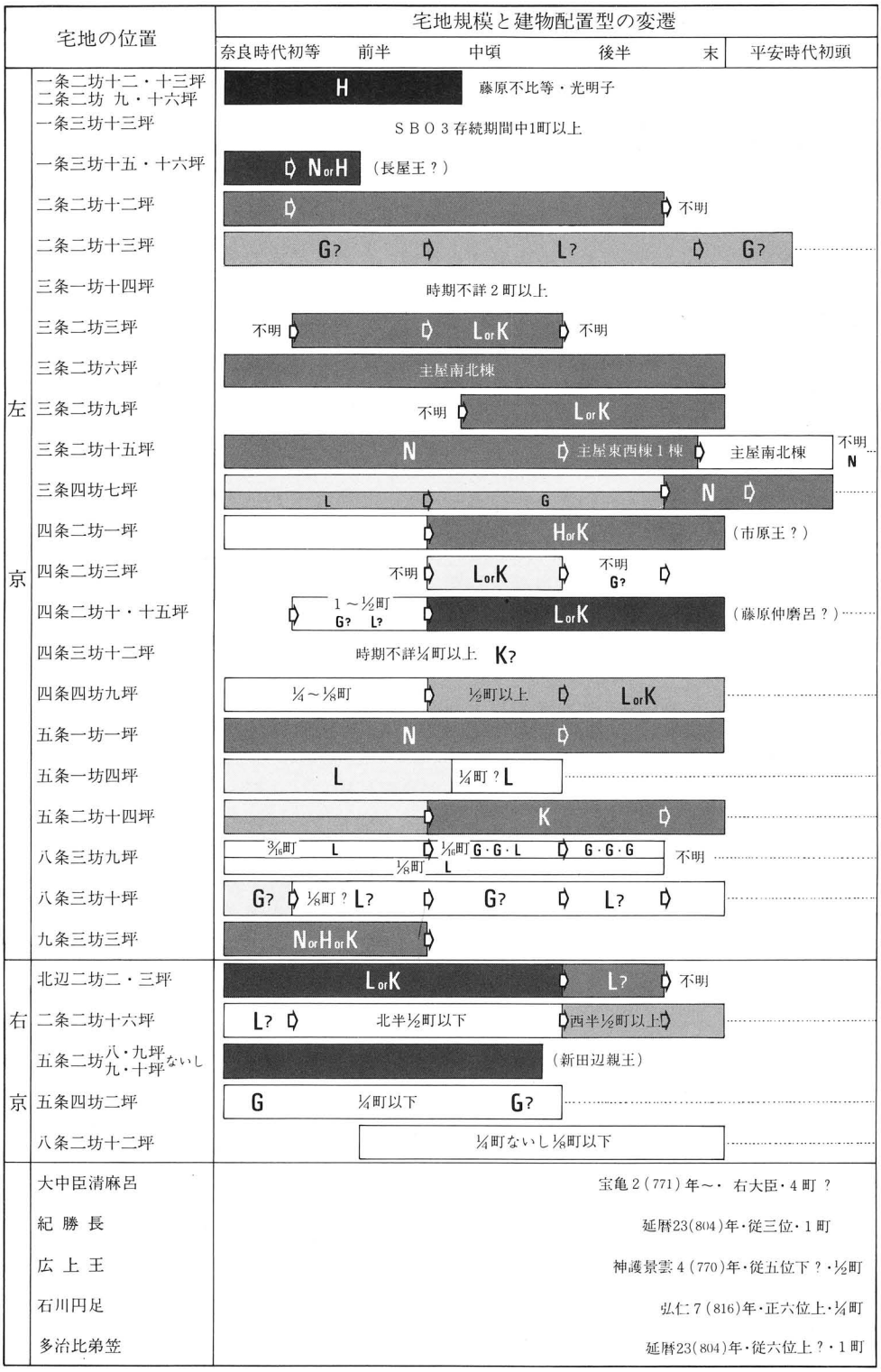

fig.25　京の宅地割と建物配置

宅地割の変遷 初頭　前半　中頃　後半　末	文　献
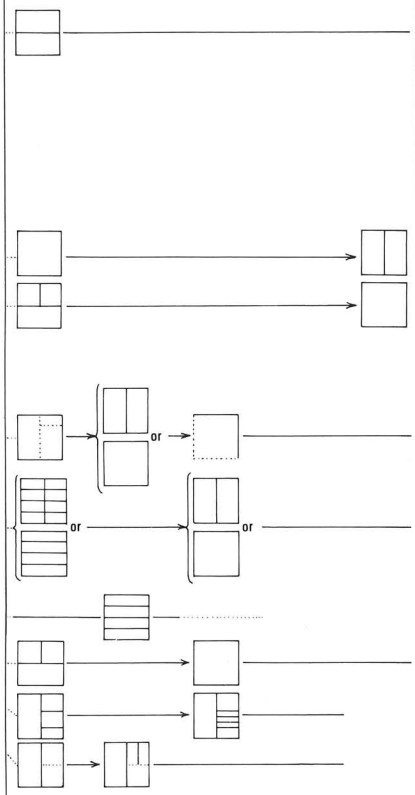	太田博太郎「法華寺」『大和古寺大観５』　1973 『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和56年度』　1982 『平城宮発掘調査報告Ⅵ』　1975 『平城京左京二条二坊十二坪発掘調査現地説明会資料』　1985 『平城京左京二条二坊十三坪の発掘調査』　1984 『奈良国立文化財研究所年報1968』 『平城京左京三条二坊三坪発掘調査報告』　1984 『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』　1976 『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和54年度』　1980 『平城京左京三条二坊』　1975 『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』　1980 『昭和59年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』　1985 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』　1983 本　報　告 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』　1983 『平城京左京四条四坊九坪発掘調査報告』　1983 『平城京左京五条一坊一・八坪発掘調査現地説明会資料』　1984 『昭和49年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』　1975 『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和54年度』　1980 『平城京左京八条三坊発掘調査概報』　1976 同　上 『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』　1983
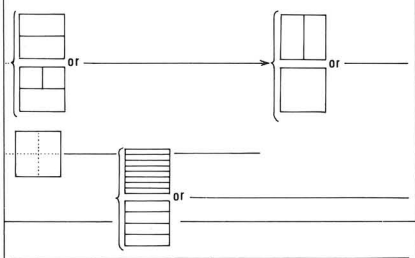	『奈良国立文化財研究所年報 1978』 『平城京右京二条二坊十六坪発掘調査概報』　1982 岡田英男「古代邸宅遺跡の調査と研究」『月刊文化財242』 1983 『平城京右京五条四坊三坪発掘調査概報』　1977 『平城京西市跡』　1982
宅地規模 4町以上 2町以上 1町以上 ½町以上 ¼町以上 建物配置型 G　雁行型 L　L字型 N　二字型 H　左右対称並列型 K　左右対称コ字型	岩本次郎「右大臣大中臣清麻呂の第」『日本歴史』319　1974 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』　1966 同　上 同　上 同　上

これは、1町を東西に2分、南北に8分し、8区画2列計16区画の宅地を割出す制度で、平安京では四行八門三二戸制に移行したとされている。発掘調査でも奈良時代中頃に遡る1/16町の宅地が発見され、この仮説に有利となっている。しかし、明確な1/16町宅地の検出例は今の所他になく、発掘調査成果からみる限り、十六戸制がどの程度一般化していたかは疑問である。そこで、発掘調査で存在が判明した宅地割を集成すると、多様なあり方が伺える。坪を分割する方法を整理しよう。坪を2分する方法は東西方向・南北方向の2通りがある。坪を4分・8分する方法もそれぞれ2通りある。1つは東西に2分したうえ南北に2分ないし4分する方法、他は坪を東西に2分せず南北にのみ4分ないし8分する方法である。16分する場合は、東西に2分したうえ南北に8分している。そのほか、坪を東西に4分する例（左京八条三坊十坪）、南北に2分したうえ北半部のみ東西に2分する例もある。宅地割に関する文献史料が比較的多い奈良時代末の様相が明瞭でない点で問題はあるが、奈良時代を通じて上述の各方式の多くが存在しており、特定の方式（就中、二行八門十六戸制）が卓越していく情況とは認めにくい。宅地割の施設が遺構として残りにくい場合も想定できるので、今後は京の小規模宅地の様相に十分注意を払う必要があろう。

建物配置型　京の宅地の建物配置はいくつかの型にまとめられる。黒崎直氏・平良泰久氏の案[2]を参考に、雁行型・L字型・二字型・並列型・コ字型を設定しよう。それぞれ、棟方向を揃えた建物2棟が柱筋をやや違えて横ないし前後の位置に斜めに連なる型、建物2棟が棟方向を直向させつつ相近接して存する型、東西棟2棟が中軸線を一致させつつ南北に並ぶ型、東西棟の主屋の東西に東西棟の脇殿を並べる型、東西棟の主屋の前側方に南北棟の脇殿を対面させる型である。これらの型の相違にはどのような意味があるのだろうか。

fig. 25によると宅地の規模と宅地内の中心的建物の配置型との間には相関関係がある。すなわち、1町以上の宅地にはコ字型・並列型・二字型が多く、1/2町以下の宅地にはL字型・雁行型が多い。例外はあるが、大きな傾向は認めてよい。したがって、かりに規模の大小によって宅地にランクの差があるとすれば、建物配置型にもランクがあると考えられる。ただし、これをただちに従来の説のように居住者の身分差とのみ結び付けることはできない。たとえば、大規模な宅地の場合、1つの宅地内でも中心部と周辺部とで建物配置型が異なり、中心部にはコ字型・並列型・二字型、周辺部にはL字型・雁行型が存する傾向がある。この場合も配置型間の相対的なランクの差は保たれているが、これは宅地の中心的住居と付属施設との機能差を反映したものであろう。したがって、坪の一部の発掘調査でL字型・雁行型の配置を検出した場合、その性格付けは慎重に行なう必要が生じよう。

以上のように、宅地割と建物配置の様相を通時的・共時的にしっかり把握する方法を、増加する資料に適用・整理していけば、京の宅地の実態がより鮮明になっていくであろう。

1　松崎宗雄「平城京宅地割の一例」『建築史』2－6　1940
　大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』1966

2　黒崎直「平城京における宅地の構造」『日本古代の都城と国家』1984
　平良泰久「都城の宅地」『埋蔵文化財発掘調査概報1981』京都府教育委員会　1981

図　版

PL. 2　調査地周辺航空写真

(1962年撮影　1/6,500)

PL. 3　調査地周辺航空写真

（1984年撮影　1/6,500）

PL. 4　第１次調査区全景

PL. 5　第１次調査区全景

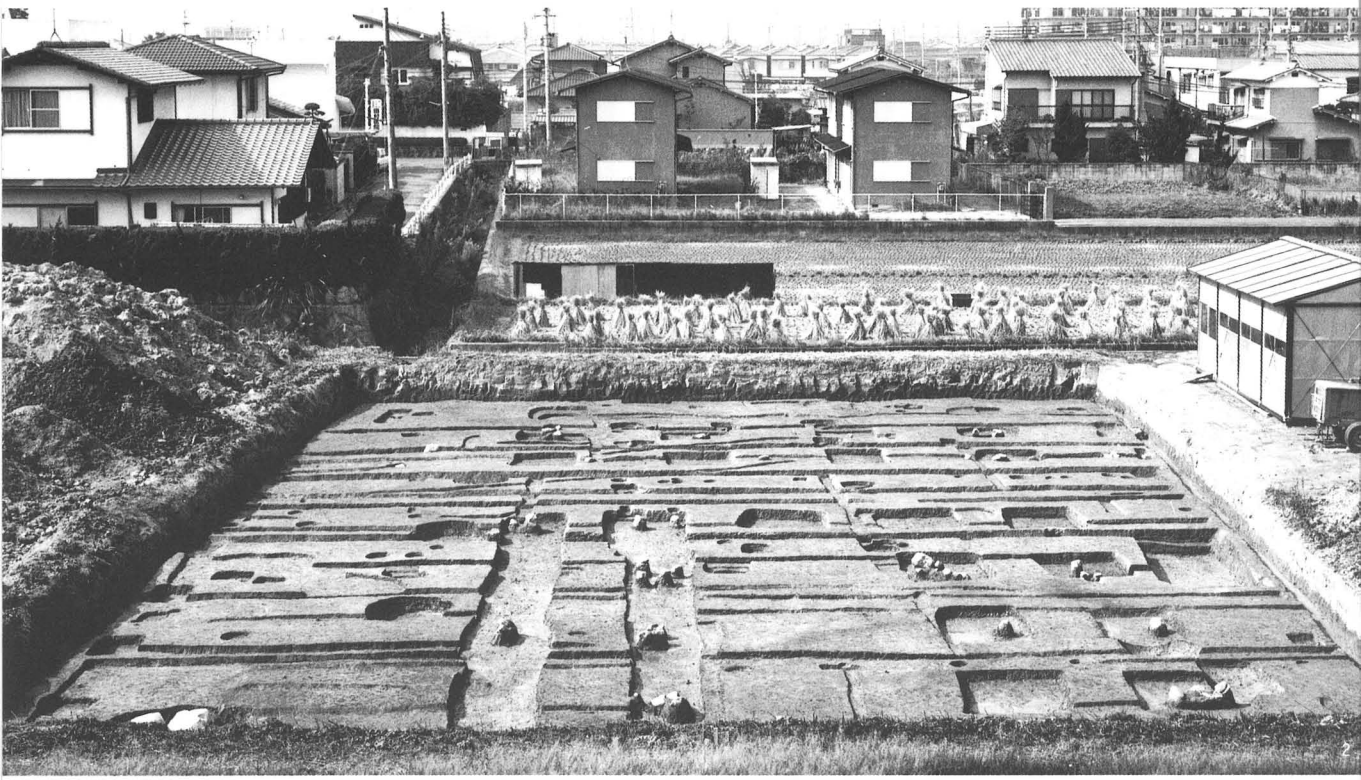

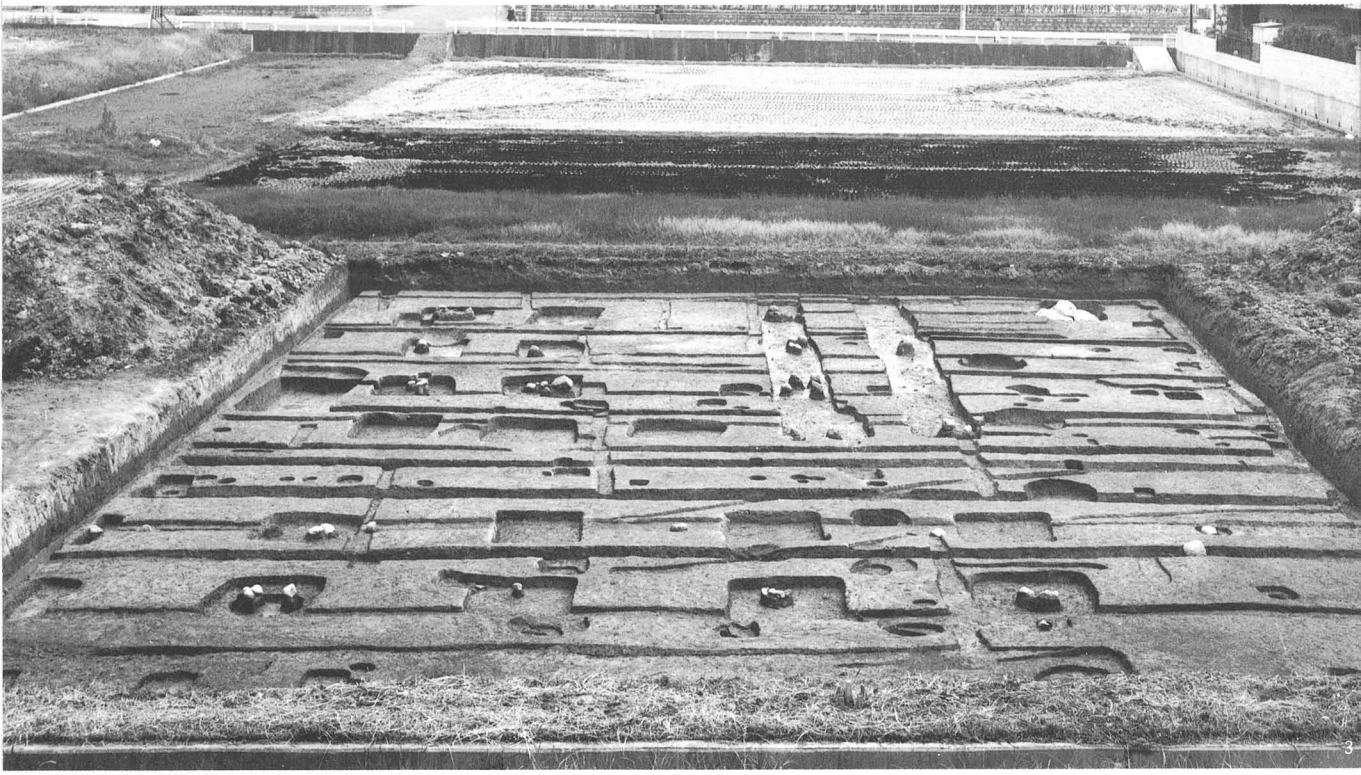

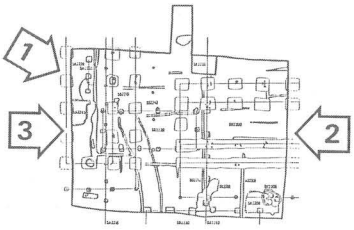

PL. 6 礎 石 建 物

2

SB2200

3

4

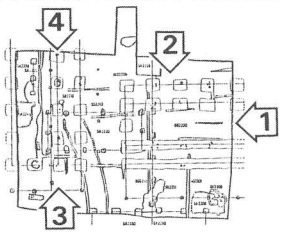

SB2210

PL. 8　掘立柱建物・塀

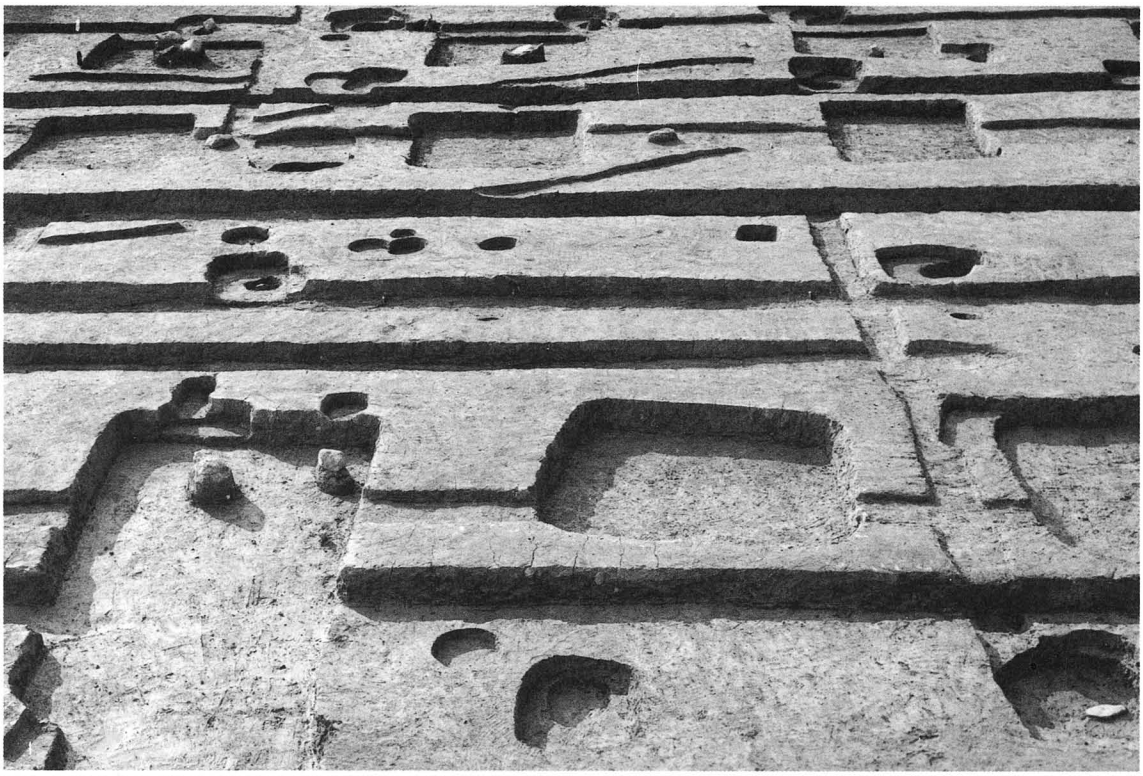

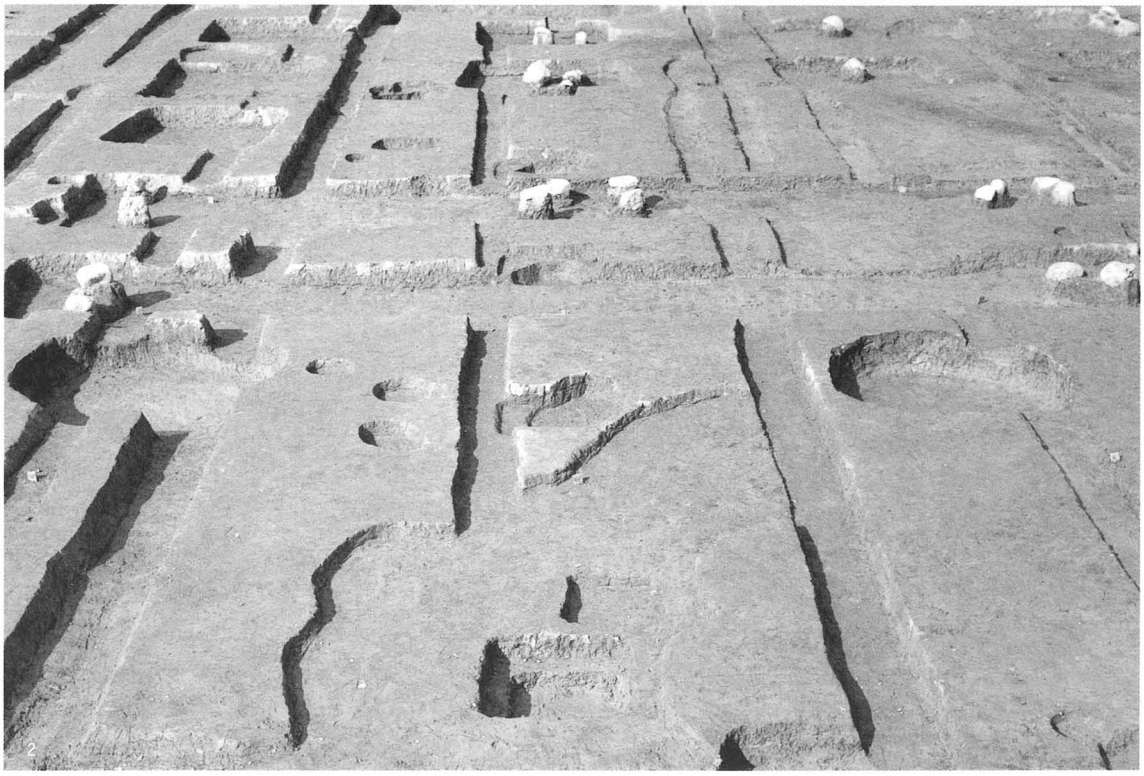

▲SB2220
▼SA2240

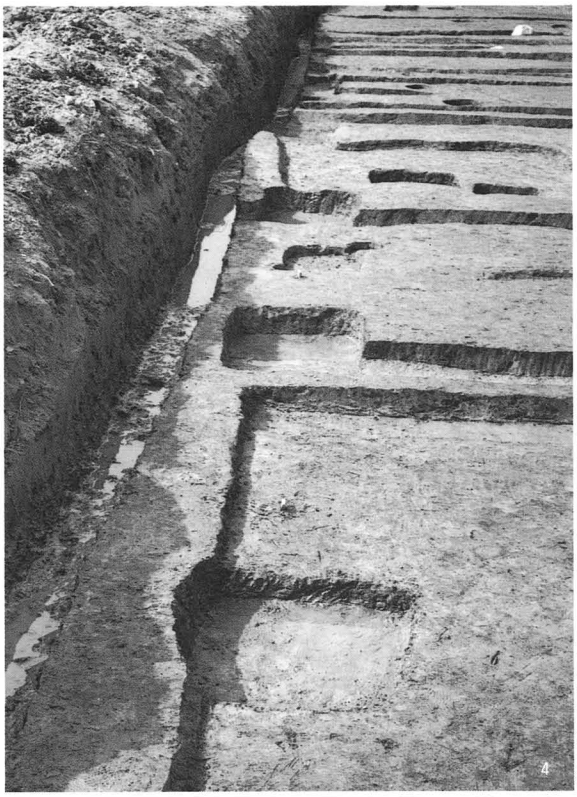

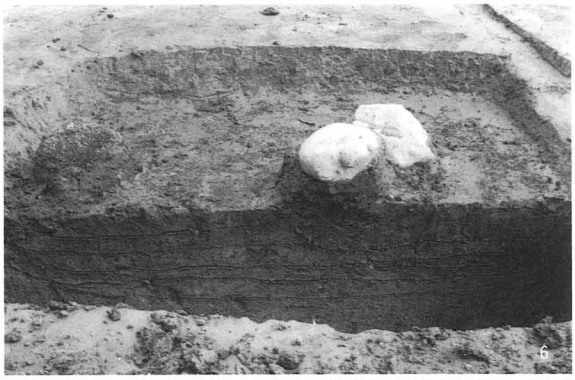

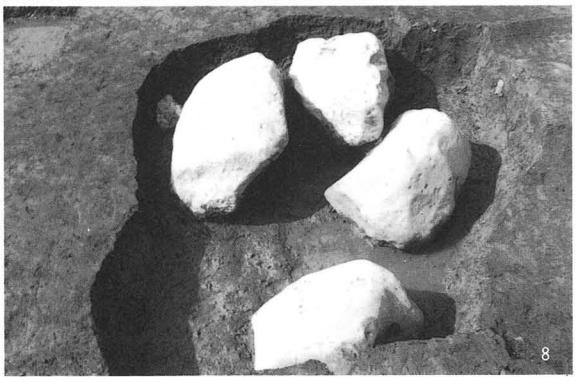

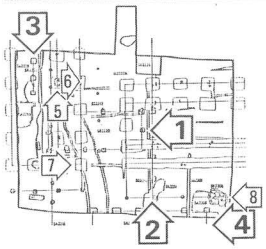

▲SA2225
◀SB2210
▼SB2210

▲SB2230
◀SB2210
▼SK2205

PL.10　第２次調査区全景

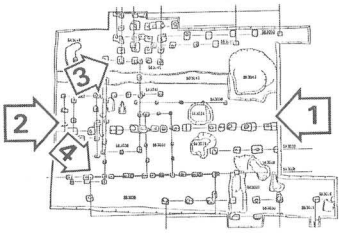

▲調査区北半部の遺構
▼調査区南半部の遺構

PL.12　掘立柱建物・塀

調査区西半部の遺構

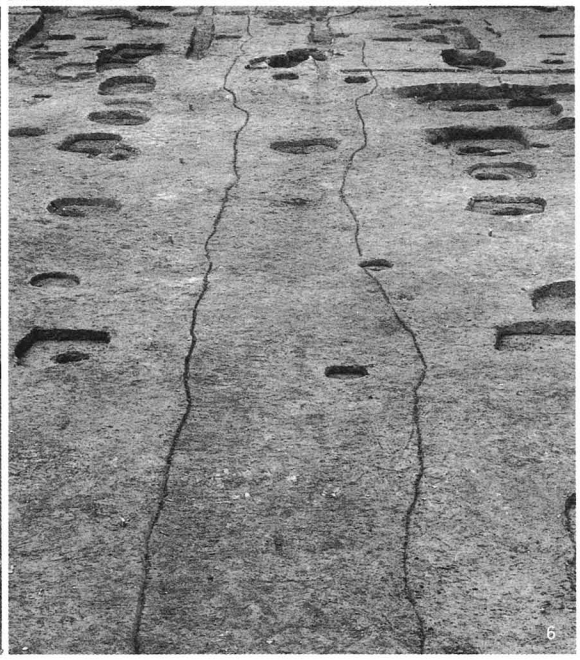

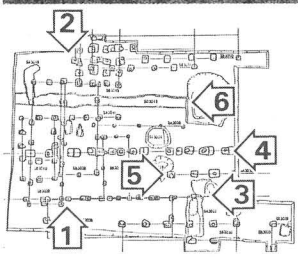

▲SA3031
▼SA3032

▲SA3033
▼SD3042

PL.14　遺構出土須恵器

▲第Ⅰ調査出土土器
▶SK3043出土土器
▼SK3027出土土器

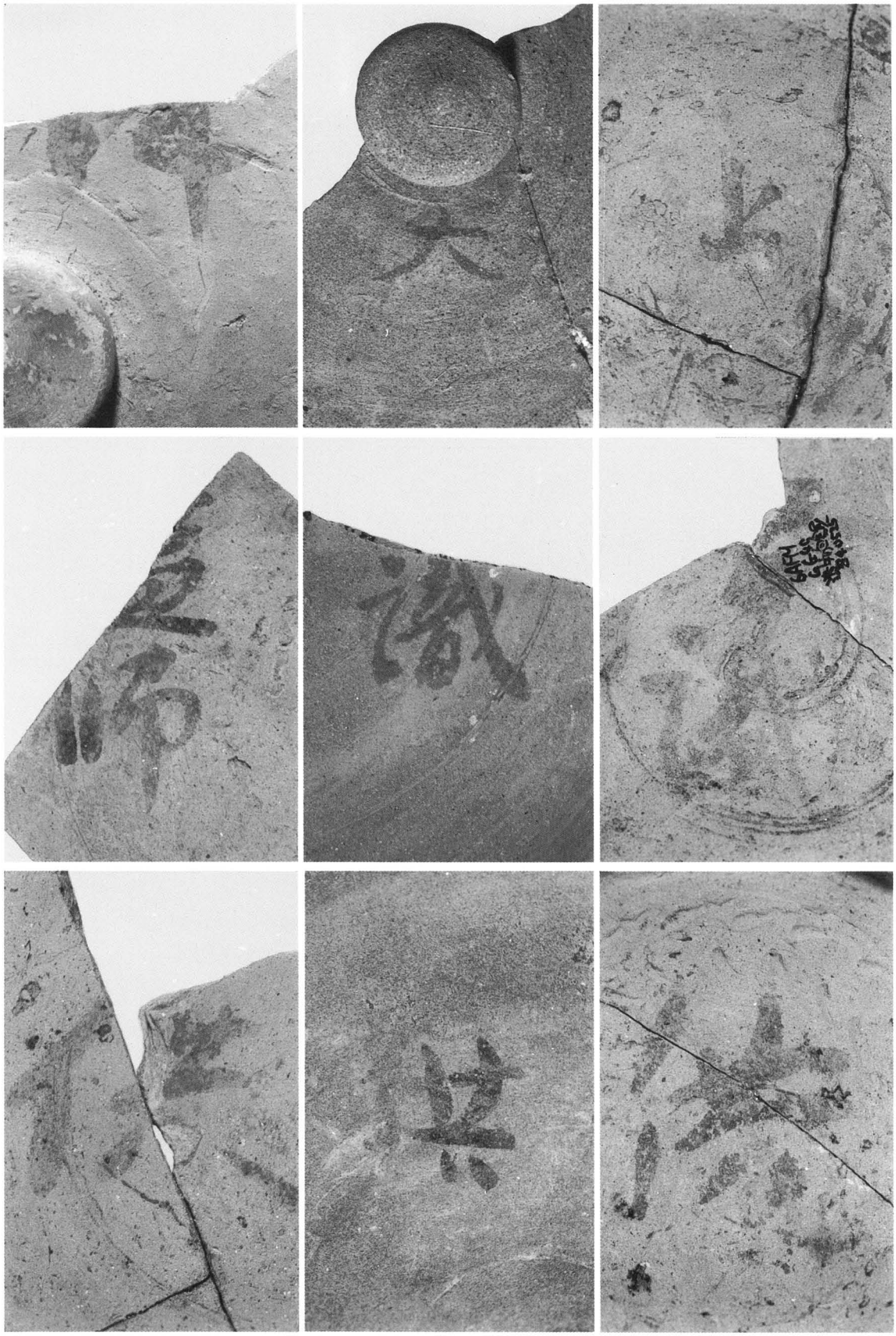

PL.16　軒丸瓦・軒平瓦

6225E

6348Ab

6227A

6275A

6663H

6663F

6691A

6760A

6721C

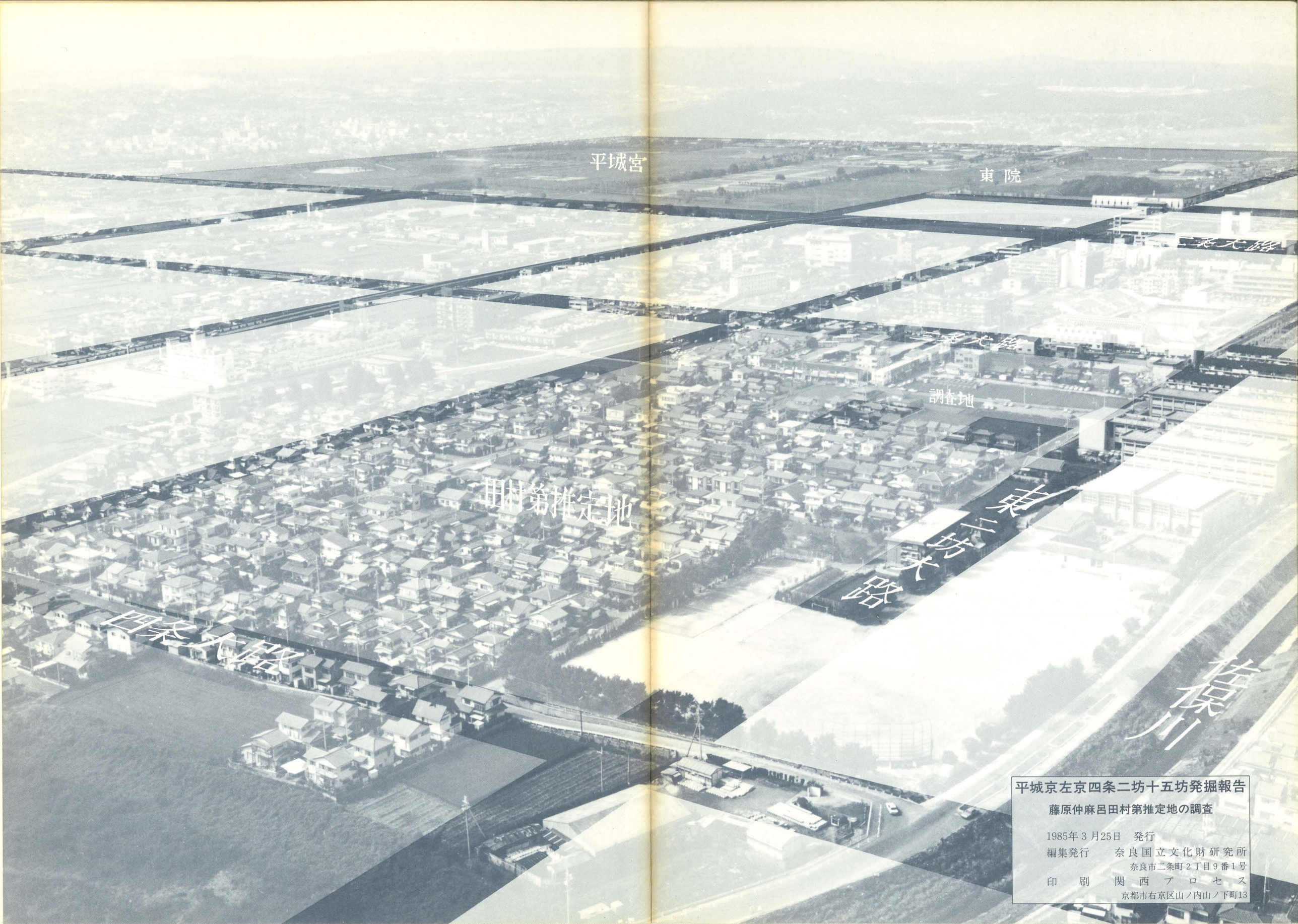

平城京左京四条二坊十五坊発掘報告
藤原仲麻呂田村第推定地の調査

1985年3月25日　発行
編集発行　奈良国立文化財研究所
奈良市二条町2丁目9番1号
印　刷　関西プロセス
京都市右京区山ノ内山ノ下町13